

調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
	【建築工事】			【電気設備工事】	
A-01	表紙・図面リスト	N. S	E-01	非常警報設備 参考機器姿図	N. S
A-02	特記仕様書 1	N. S	E-02	非常警報設備 A棟 平面図・断面図	1:30
A-03	特記仕様書 2	N. S	E-03	非常警報設備 B棟 平面図・断面図-1	1:30
A-04	特記仕様書 3	N. S	E-04	非常警報設備 B棟 平面図・断面図-2	1:30
A-05	特記仕様書 4	N. S			
A-06	案内図・配置図	1:200			
A-07	仕上表	N. S			
A-08	A棟平面図 (1)	1:100			
A-09	A棟平面図 (2)	1:100			
A-10	B棟平面図 (1)	1:100			
A-11	B棟平面図 (2)	1:100			
A-12	A棟立面図	1:100			
A-13	B棟立面図	1:100			
A-14	矩計図	1:20			
A-15	階段詳細図	1:20			
A-16	建具キープラン・建具表	1:20			
A-17	詳細図	1:10			
A-18	仮設計画図 (1) (参考図)	1:200			
A-19	仮設計画図 (2) (参考図)	1:50			
A-20	仮設計画図 (3) (参考図)	1:50			

設計図承認日 令和6年11月22日

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所 一級建築士事務所登録都知事第56340号 一級建築士大臣登録第369449号 辻谷一輝	訂正	日付	令和 6年 11月			工事名称	調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事		図面番号	A-01
		設計	校閲	製図	図面名称	表紙・図面リスト	縮尺	N. S (A1) N. S (A3)		

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事

1.2 工事場所 調布市八雲台1丁目3番地3

1.3 工事建物

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| (1) | 敷地面積 | 3,545.37㎡ |
| (2) | 延床面積 | 2,086.71㎡（本棟2棟合計） |
| (3) | 階数 | 地上3階一部2階 |
| (4) | 構造 | 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 |
| (5) | 主要用途 | 共同住宅 |

1.4 工事内容

- 屋上防水改修工事
- 外壁改修工事
- 塗装改修工事
- 上記に伴う電気設備工事

1.6 週休2日制工事の適用については以下による。

- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務日補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。
なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。
・本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」の対象ではない。

第2章 一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには請負者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年版 以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。
- 設計図書間に相違がある場合の優先順位は
1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。
- この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

- 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生管理者
ウ 店社安全衛生管理者

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、請負者はこれに立会い、協力しなければならない。
- (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。

- 受注者の負担とする。

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建築業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への選任を要しない。

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員との協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 官公署その他への届出手続等

(a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う

(b) (a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(c) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。

ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。

(1) 工事受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時（契約金額のみの変更の場合を除く）
変更契約締結後10日以内

(3) 工事完了時 工事完了後10日以内

【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC） コリンズ/テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985
http://ct.jacic.or.jp/
E-mail ct7h@jacic.or.jp

1.1.8 提出書類

監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める「受注者等提出書類処理基準」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所 一級建築士事務所登録都知事第56340号 一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝	訂正	日付 令和6年11月		工事名称 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事		図面番号 A-02
		設計	検図	製図	図面名称 特記仕様書 1	

1. 1. 16 建設副産物の処理

建設副産物は、次により処理する。

- 標準仕様書による
- 本工事は「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」（コブリス）という。）への登録対象工事であり、請負者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。

（システムに関する問い合わせ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2F

一般財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

TEL 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、請負者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、提出に当たっては、「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「GREDAS」（クレダス）という。）に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

1. 1. 25 不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（東京都）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

第2節 工事関係図書

1. 2. 1 実施工程表

(4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。

- 全体工程表（原則、ネットワーク工程表とする。）
- 月間工程表
- 週間工程表

1. 2. 2 施工計画書

(4) 2. 2. 4「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。

1. 2. 4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- ・ 作成しない。

第3節 工事現場管理

1. 3. 5 施工条件

(2) 施工条件は、次による。

- ・ 工事中は、住人等の安全に留意し事故のないように十分気を付けて施工すること。
- ・ 資材等の搬出入については、施設利用者の安全確保に努めること。
- ・ 工事着手後、外装、内装仕上げの模様、色及び艶等は監督員の承諾を得ること。

1. 3. 7 施工中の安全確保

- ・ 交通整理員及び警備員は、必要に応じて配置すること。
- ・ 高所作業においては、墜落制止用器具（平成31年厚生労働省告示第11号による）を使用すること。

1. 3. 14 室内空気汚染対策等

1 対象物質

対象物質は、VOCのうちホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、クロルピリホス、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、フェノフルアルブの13物質とする。

2 対象箇所等

対象室は、基本的に全ての室とし、建物の用途については特に限定しない。（室に合板類、フローリング、壁紙等の内装材料等を多量に使用することにより、または、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木等に接着剤を多量に使用することにより、VOCが多量に放散される恐れがある場合には本対策による。）

3 建材及び施工材の選定

建材及び施工材の選定においては、対象物質を放散しないか、放散が十分少ないものを日本農林規格（JAS）、日本産業規格（JIS）及びMSDS（化学物質等安全データシート）等を参考にして、適切に選択する。

4 換気設備

建築基準法の基準を満足するだけでなく、室内空気中化学物質濃度が十分に低減できるような換気設備とする。特に非空調室の施工においては、敷地状況、地域の気象条件及び材料の使用状況等を踏まえて、自然換気を取り入れたり、必要に応じて機械換気を行う等、換気計画に十分配慮する。

5 使用材料の立会い検査

原則として、使用材料の搬入時に監督員による立会い検査を実施し、設計図書に指定したのまたは同等品以上であることを確認する。具体的には、ホルムアルデヒド放散等級等について、製品やその包装の表示マークまたは国土交通大臣の認定書等により確認するものとする。

6 使用材料の保管・養生

搬入された使用材料は、開封して通風の良い場所に保管し、化学物質の放散に努める。また、養生期間を出来る限り長く設けることで、化学物質を放散させる。養生シートで覆う場合には、通気性のあるものを使用すること。

7 施工中の対策

接着剤、塗料等の使用にあたっては、施工方法や塗布量等を十分に管理するとともに、適切な乾燥時間を設ける。また施工中及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質を室外に放出させる。

8 施工完了後の対策

対象室の施工が完了し、引渡しをするまでの間、強制換気や必要に応じてベークアウト等の措置をし、室内空気中の化学物質の低減化を図る。

9 建材及び施工材の選定について

建材及び施工材は次のものとする。

- (1) 本工事、建具工事、内装工事、ユニット工事等に用いる接着剤は、トルエン等の含有量の少ない規格品とし、接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性（沸点300℃以上）のものとする。ホルムアルデヒド放散等級が示されているものは、F☆☆☆☆（JIS）または大臣認定とする。
- (2) 木材は工場において加圧式防腐・防蟻処理を行うことを原則とし、十分に乾燥した上で現場搬入する。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対して、現場で表面処理用防腐剤または表面処理用防腐・防蟻剤を塗布することができる。なお、表面処理用防腐剤及び表面処理用防腐・防蟻剤は(社)日本木材保存協会の認定品または同等品以上とし、クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノフルアルブを含有しない非有機リン系とする。
- (3) 塗料は、水性系（エマルジョン系）で環境配慮型のをを原則とし、ホルムアルデヒド放散等級が示されているものは、F☆☆☆☆（JIS）または大臣認定とする。なお、室内に使用する塗料は、有害金属（鉛、クロム類）、ホルムアルデヒド、クロルピリホス、トルエンを配合せず、重金属類0.05%以下、VOC5%以下のものとする。
- (4) 内装材に用いる集成材及び合板類、単板積層材は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは大臣認定品とし、非ホルムアルデヒド系接着剤（JAS）及びホルムアルデヒドを放散しない塗料（JAS）を使用したものとする。パーティクルボード及びMDFは、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のものまたは大臣認定品とする。通気性がある畳、カーペット等の下地板も同様とする。
- (5) 弾性ウレタン塗床及びエポキシ樹脂塗床に使用する塗料は、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のものまたは大臣認定品とする。
- (6) フローリングは、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは接着剤等不使用（JAS）のもの、または大臣認定品とする。
- (7) 壁紙は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のものまたは大臣認定品とする。また、ISMマーク（壁装材料協会の自主規格）、SVマーク（壁紙製品規格協会の自主規格）表示品またはこれらと同等の基準、性能に適合したものとする。
- (8) 収納、収納家具、住宅設備機器及び建具類、ユニット製品等に用いる合板類は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは大臣認定品とし、非ホルムアルデヒド系接着剤（JAS）を使用したものとする。パーティクルボード及びMDFは、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のものまたは大臣認定品とする。

第4節 材料

1. 4. 4 材料の検査等

- (4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関の一覧表に示された（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）建築試験センター等のI類の試験機関において実施する。なお、選定した試験機関は、監督員の確認を受ける。（東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照すること。）（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm）

1. 4. 6 アスベスト含有建材の取扱い

工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。

- (1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

イ 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照]

JIS A 1481-1（定性分析）

JIS A 1481-2（定性分析）

JIS A 1481-3（定性分析）

JIS A 1481-4（定性分析）

JIS A 1481-5（定性分析）

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

ウ 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。（参考）

【報告対象となる工事】

- (1) 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- (2) 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- (3) 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

エ 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示することとなっている。

(2) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- 分析調査結果による。

試料名	摂取場所	結果判定	試料名	摂取場所	結果判定
複層塗材	外壁	含有せず			
複層塗材	軒裏	含有せず			

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所 一級建築士事務所登録都知事第56340号 一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝	訂正	日付 令和6年11月		工事名称 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事		図面番号 A-03
		設計	検図	製図	図面名称 特記仕様書2	

第6節 施工調査

1.6.3 施工数量調査

- (1) 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は監督員と協議する。

第7節 施工

1.7.7 排出ガス対策型 建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

対象機種（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

- 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- 空気圧縮機（可搬式）
- 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- ローラ類（ロードロー、タイヤロー、振動ロー）

1.7.8 低騒音型・低振動型 建設機械

次の建設機械は、低騒音・低振動型建設機械とする。

- 発動発電機
- 空気圧縮機
- 電気クレーン、クレーン、アーククレーンその他これらに類するコンクリートはつり機
- 加圧クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーンその他これらに類する荷役機械
- アスファルトフィニッシャー、コンクリートカッターその他これらに類する舗装用機械

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い及び足場等

2.2.4 仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。

- 資材置き場：ガードフェンスH=1,800程度
- B棟西側仮歩道：コーン、コーンパイプ

2.2.5 足場等

足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第 0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は、(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

第2.3章 防水改修工事

第1節 共通事項

23.1.4 改修工法の種類及び工程

- (1) 防水改修の撤去及び下地処理工法の種類等は、次による

表23.1.1 防水改修の撤去及び下地処理工法の種類

施工部位	種類
屋上	S4工法
屋上マンホール	L4工法

立ち上がり部等の既存防水層及び保護層の撤去については、次による。

- 撤去する
- ・ 撤去しない

表23.1.2 シーリング改修の撤去及び下地処理工法の種類

施工部位	防水改修工法
打継目地、外部建具周囲	シーリング再充填工法

23.2.6 既存下地の処理

- (1) 補修箇所形状、長さ、数量等は、次による。
 - 図面による。
- (3) 既存防水層の処理

カ(イ) L4工法で既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去は、次による。

- 除去する。
 - ・ 除去しない。
- (6) 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すりや丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部は、次による。
 - 図面による。

第5節 合成高分子系ルーフィングシート防水

23.5.2 材料（9.4.2 材料）

- (1) ルーフィングシートの種類、厚さ等は、次による。
 - 塩化ビニル樹脂系 t=1.5mm
 - (2) 絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質は、次による。
 - ・
 - (3) その他材料
- イ 固定金具の材質及び寸法形状は、次による。
- 製造所の指定による。

23.5.3 防水層の工法、種別及び工程

- (1) 新規防水層の種類等は、次による。

	種別	歩行の仕様	仕上塗装	
			種類	使用量
接着工法	・ S-F1 加硫ゴム系	※非歩行用 ・ 軽歩行用	・	※製造所の仕様による ・
	・ S-F2 塩化ビニル樹脂系	・ 非歩行用 ・ 軽歩行用		
機械的固定工法	・ S-M1 加硫ゴム系	※非歩行用 ・ 軽歩行用		※製造所の仕様による ・
	● S-M2 塩化ビニル樹脂系	● 非歩行用 ・ 軽歩行用		

23.5.4 施工（9.4.4 施工）

- (6) 一般部のルーフィングシートの張り付け

イ 機械的固定工法の場合

- (7) 「建築基準法」に基づき定められた風速（V0）及び地表面粗度区分は、次による。

風速（V0）	
地表面粗度区分	・ I ・ II ● III ・ IV

工法は、次による。

- 図面による。

第6節 塗膜防水

23.6.3 防水層の種類及び工程

- (1) ア 防水層の種類及び工程による種別等は、次による。

ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程

種別	使用箇所	仕上塗料	
		種類	使用量
・ X-1（絶縁工法）			※製造所の仕様による ・
● X-2（密着工法）	屋上マンホール天端		※製造所の仕様による ・

第7節 シーリング

23.7.2 材料

- (2) シーリング材の種類等は、次による。

シーリング材の種類	使用箇所	シーリング面に仕上げを行わない
MS-2	外部建具廻り	・適用する
PU-2	打継目地	・適用する

23.7.3 目地寸法

- (1) シーリング材の目地寸法等は、次を標準とする。

箇所	コンクリートの打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地	ガラス回り（標準仕様書16.14.3による場合を除く。）	左記以外
幅（mm）	20		15
深さ（mm）	10		15

23.7.8 シーリング材の試験（9.7.5 シーリング材の試験）

- (2) 接着性試験は、次による。

- 簡易接着性試験
- ・ 引張接着性試験

第8節 とい

23.8.2 材料

- (1) といその他の材種等は、次による。

材 種	材質その他	使用箇所
ルーフトレイン	改修用ドレイン 塩ビ製	A棟、B棟屋上

23.8.3 工法

- (2) ルーフトレインの取付けは、次による。

- 製造所の指定による。

訂正

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所

一級建築士事務所登録都知事第56340号
一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝

日付

令和 6年 11月

工事名称

調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事

図面番号

A-04

設計

検図

製図

図面名称

特記仕様書 3

縮尺

N. S (A1)
N. S (A3)

第24章 外壁改修工事

第1節 共通事項

24.1.3 施工数量調査

- 施工に先立ち、施工数量調査を行う。
- 調査後は、調査結果をまとめた資料を提出し、監督員の確認を受ける。
- 調査内容は、次により、調査方法は、目視、打診等による。
 - 仕上塗材塗り等の劣化部分、はく離部分等を壁面に表示する。
 - 浮き部を壁面に表示する。
 - ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動、漏水及びさび汁の流出の有無を調査する。

24.1.5 改修工法の種類

外壁改修工法は、次による

既存外壁は水洗工法（高圧洗浄機使用）水圧10～15MPaで洗浄する。

既存外壁仕上げ		改修工法
コンクリート打放し モルタル塗り	ひび割れ部(0.2mm未満)	可とう性エポキシ樹脂パテ補修
	ひび割れ部(0.2mm～1.0mm)	ウツシール材充填工法（可とう性エポキシ樹脂）
	欠損部	エポキシ樹脂モルタル充填工法
	浮き部	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
	爆裂部	鉄筋所出し錆止め材塗布の上、樹脂モルタル補修
	剥離部	剥離部分撤去の上、エポキシ樹脂モルタル充填

※足場の控え取りや外壁浮き等の穿孔作業時はHEPAフィルター付きのアンカードリルを使用すること。

第2節 材料

24.2.4 工法別使用材料

- 樹脂注入工法に使用するエポキシ樹脂は、次による
 - 低粘度形
- 充填工法用材料の適用は、次による
 - エポキシ樹脂モルタル
- アンカーピンニング注入工法用材料
 - エポキシ樹脂は次による
 - 注入用のエポキシ樹脂は、JIS A 6024(建築用補修用注入エポキシ樹脂)による
 - アンカーピンの材質等は、次による
 - ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径は外径4mmの丸棒(50mm)で全ネジ切加工したもとする。

24.5.2 材料

- 仕上塗材は次による。

- 薄付け仕上塗材（表15.6.1）

場所	種類	備考
外部巾木	ポリマーセメント系保護塗料	
上裏	可とう形外装薄塗材E 水性アクリルシリコン樹脂 透湿性	

- 改修用仕上塗材

種類	呼び名	仕上げの形状等
可とう形改修用 仕上塗材	超耐久性低汚染型 一液水性微弾性 セラミックシリコン樹脂塗装(厚付)	●ゆず肌状 ・平たん状 ・凹凸状

第27章 塗装改修工事

第2節 下地調整

27.2.1 一般事項

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- 塗膜の劣化部分

27.2.3 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整の種別は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種別	備考
●RB種	手摺、鋼製建具、金具	

第4節 さび止め塗料塗り

27.4.2 塗料種別

- 鉄鋼面のさび止め塗料の種別は、次による。

種別	施工部位及び塗料の種別	備考
●E種 エポキシ樹脂系 (弱溶剤系)	手摺、鋼製建具、金具	変性エポキシ樹脂プライマー

第8節 耐候性塗料塗り(DP)

27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。

等級	施工部位及び塗料の種別	備考
●3級	手摺、鋼製建具、金具	

石綿処理に係る特記仕様書

第1章 一般事項

1.1 適用範囲

- この特記仕様書は、吹付け石綿および石綿を含む建設材料(以下「石綿含有材料」という。)を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」という。)を施工する場合に適用する。

石綿含有材料はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有材料の種類は、吹付けアスベスト、アスベスト保温材、アスベスト成形板で「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成20年2月 環境局)第2章による。

下記URL参照。東京都環境局

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keikaku/asbestos/index.htm>

なお、既に封じ込まれている吹付けアスベスト等も、吹付けアスベストと同様の扱いとする。

- この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

1.2 法令等の遵守

施工にあたっては、大気汚染防止法(昭和43年法律97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)、労働安全衛生法(昭和47年 法律57号)、石綿障害予防規則(平成17年 厚生労働省令21号)、建築基準法(昭和25年法律201号)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 条例第215号)建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル(平成20年4月 環境局)、アスベスト成形板対策 建築基準法(昭和25年法律201号)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年 条例第215号)、マニュアル(平成19年3月 環境局)等、石綿処理に関する諸法律を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。諸法令の適用及び運用は請負者の負担と責任において行う。

1.3 施工計画書

事前に、石綿障害予防規則第4条に定められた内容を盛り込んだ施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工する。

第2章 作業上の遵守事項

2.3 石綿含有材料の除去作業

- 建物内部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

イ 除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所や換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある個所をプラスチックシート等で塞ぐ。

ウ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。

エ 除去作業中は、アスベスト成形板を下記により常に湿潤な状態にして作業する。

- 石綿飛散防止剤(湿潤剤)等の噴霧による湿潤化

- ・水噴霧による湿潤化

- ・散水による湿潤化

※ 石綿含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を行う。

カ 除去作業者には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。また、着用した作業衣等は付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合は石綿等の廃棄物と同等の措置を行う。

キ アスベスト成形板を破断した場合には、除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、石綿飛散防止フィルター付真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。

ク 区画した作業区域には、「石綿等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。

ケ 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「石綿等を取り扱う作業場であること、石綿等の人体に及ぼす影響、石綿等の取り扱い上の注意事項、使用すべき保護具」の掲示を見やすい場所に掲示する。

2.5 解体工事によって発生した廃材の集積・運搬

- アスベスト成形板の廃材(石綿含有産業廃棄物)

ア 作業において、破砕された廃材(石綿含有産業廃棄物)は、石綿飛散防止剤(湿潤剤)等で湿潤し、十分な強度を有するプラスチック製の袋に入れる等、飛散防止の措置をする。

イ 運搬するまで、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物(アスベスト成形板)であることの表示を行なう。

ウ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中で振動等で破損しないようにする。

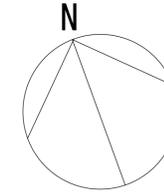
2.6 工事現場の清掃、廃棄物の処理

- アスベスト成形板は、通常の産業廃棄物として安定型処理場で処分する。

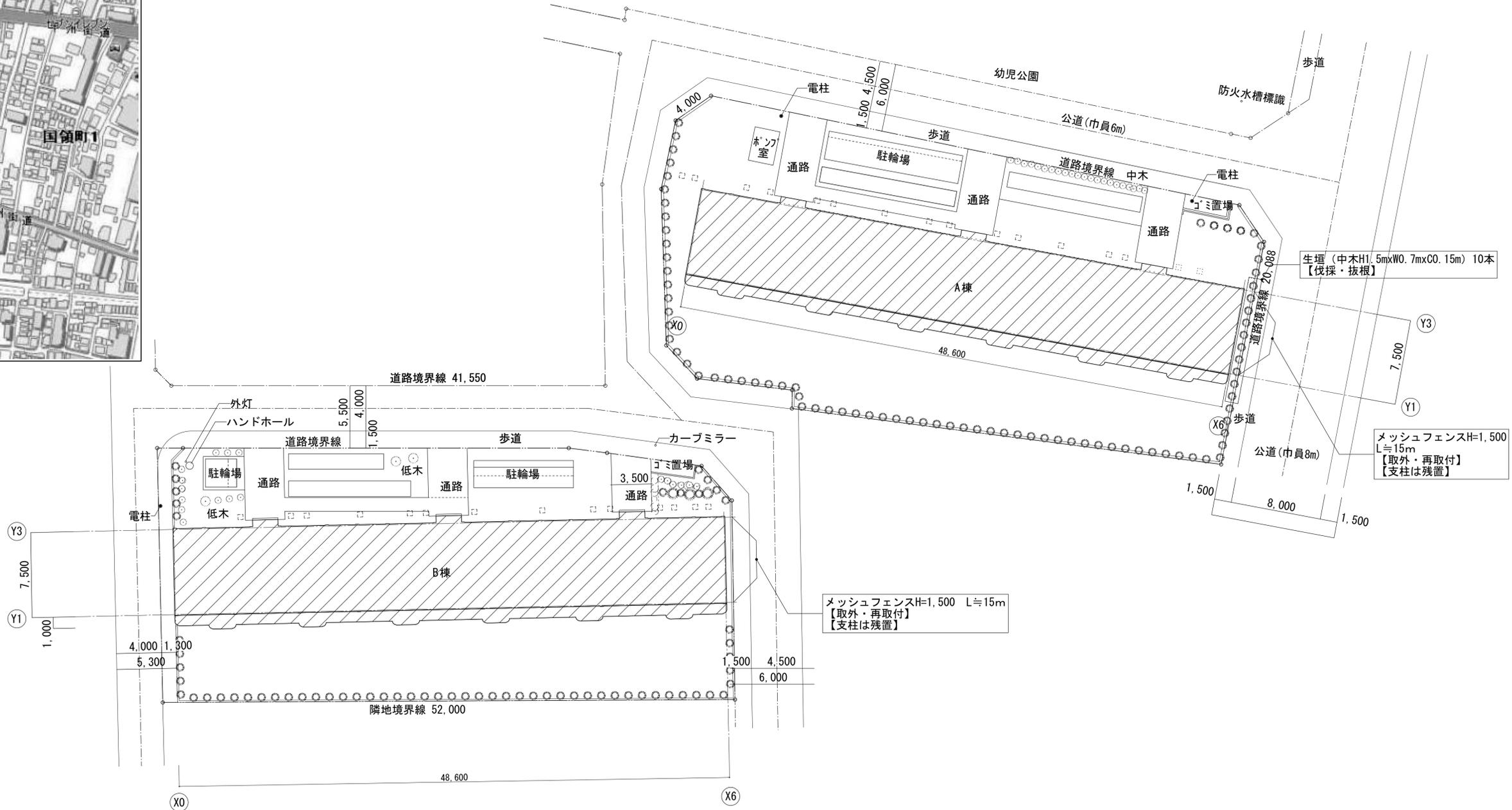
株式会社ムラシマ事務所 東京事務所 一級建築士事務所登録都知事第56340号 一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝	訂正	日付 令和6年11月		工事名称 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事	図面番号 A-05
		設計	検図	製図	



施工場所：調布市八雲台1丁目3番3



案内図 N・S



配置図 S=1:200

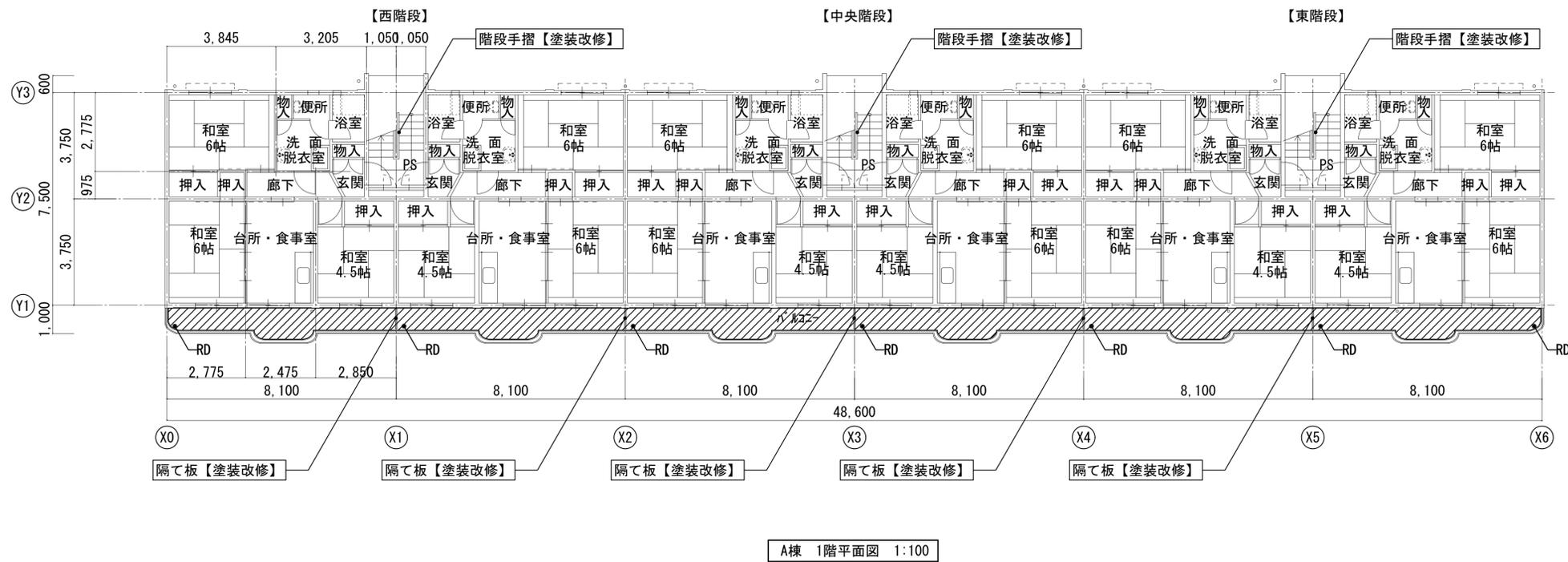
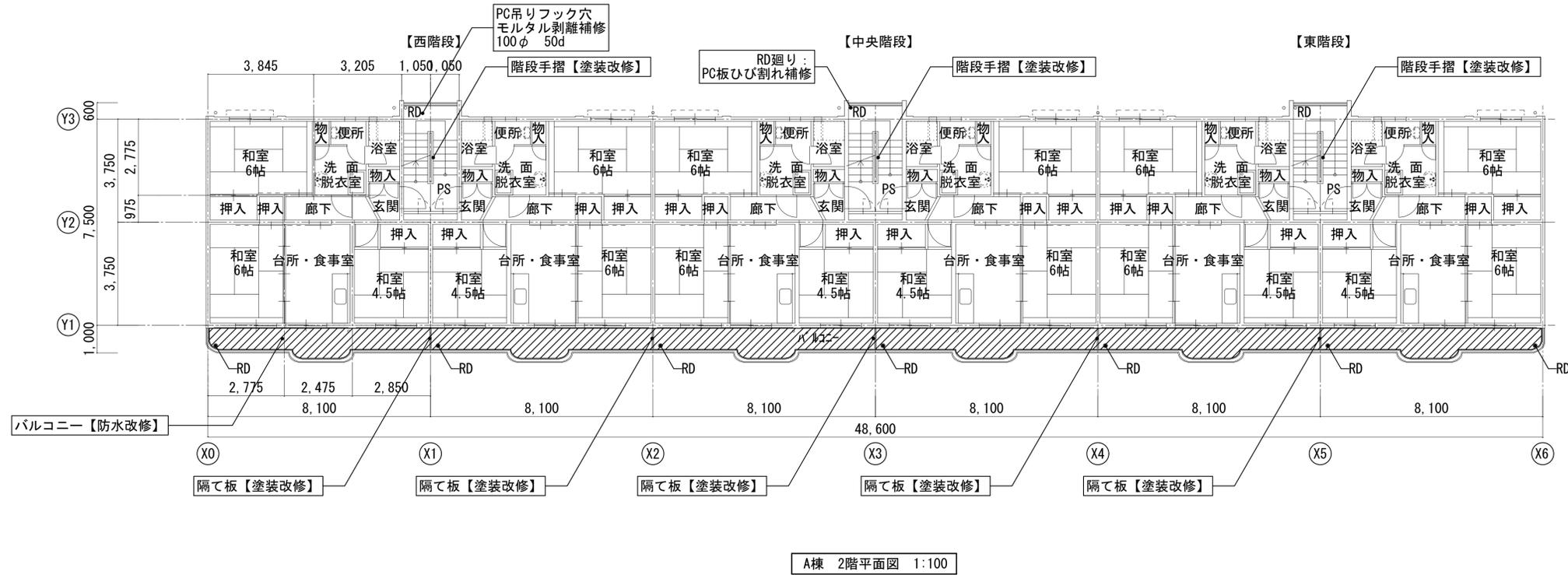
：改修建物を示す

訂正

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所
 一級建築士事務所登録都知事第56340号
 一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝

日付	令和 6年 11月	工事名称	調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事		図面番号	A-06
設計	校閲	製図	図面名称	案内図・配置図	縮尺	1:200 (A1) 1:400 (A3)

		仕 上	下 地	備 考			仕 上	下 地	備 考
外壁 (腰)	改修前	モルタル薄塗り NAD塗装	打放し用型枠現場打ちコンクリート		階段室	改修前	床 PC板素地	PC板	ステンレス集合郵便受箱、階段連絡板【残置】
	改修後	モルタル薄塗り 高圧洗浄の上、ポリマーセメント系保護塗料【新設】	打放し用型枠現場打ちコンクリート				壁 複層塗材E	PC板	
外壁	改修前	複層塗材E	PC板		改修前	改修前	上裏 複層塗材E	PC板	
	改修後	高圧洗浄の上、可とう形改修塗材【新設】	PC板	超耐久性低汚染型 一液水性微弾性 セラミックシリコン樹脂塗装(厚付)			手摺 ウレタン塗装	鋼製手摺	
(開口部)	改修前	玄関扉：鋼製扉 ウレタン塗装			改修後	改修後	ルーフトレイン【残置】		
		窓手すり：アルミ製					床 PC板素地【高圧洗浄】	PC板	
改修後	改修後	玄関扉外部：下地調整の上、DP塗装【新設】(枠共)			改修後	改修後	壁 高圧洗浄の上、可とう形改修塗材【新設】	PC板	
		窓手すり：アルミ製【取外・清掃・再取付】					上裏 高圧洗浄の上、軒天井用仕上塗材【新設】	PC板	
屋根	改修前	合成高分子系ルーフィングシート防水(S-M2)【残置】	PC板		改修前	改修前	手摺 下地調整の上、DP塗装【新設】	鋼製手摺	
		B棟2階屋上壁立上り部分：アルミ水切り					ルーフトレイン：下地調整の上、 タールエポキシ樹脂塗装【新設】		
改修後	改修後	下地調整の上、 合成高分子系ルーフィングシート防水(S-M2)【新設】			改修後	改修後	床・壁：PC板		
		B棟2階屋上壁立上り部分：アルミ水切り【撤去・新設】					扉：下地調整の上、DP塗装【新設】		
屋根金物	改修前	屋上マンホール：ステンレス【残置】			改修前	改修前	扉：ウレタン塗装		階段表示板、室名札、玄関扉ストッパー、 牛乳受け【残置】
		改修用ルーフトレイン					改修後	改修後	床・壁：PC板
改修後	改修後	屋上マンホール：ステンレス			改修後	改修後			扉：下地調整の上、DP塗装【新設】
		改修用ルーフトレイン【撤去・新設】					その他 樋	改修前	縦樋：カラー硬質塩化ビニル管【残置】
庇	改修前	窓庇：複層塗材E	PC板		改修前	改修前	改修後	縦樋：カラー硬質塩化ビニル管	
		窓庇：高圧洗浄の上、可とう形改修塗材【新設】	PC板				改修後	改修後	改修前
バルコニー	改修前	床：PC板素地、ジョイント部モルタル金ゴテ【残置】	PC板		改修前	改修前			改修後
		下面・鼻先：複層模様E吹付	PC板				改修後	改修後	改修前
改修後	改修後	手すり：アルミ手すり【残置】			改修後	改修後			改修前
		物干し金物					改修後	改修後	改修前
改修後	改修後	隔て板：ノンアスベストケイカル板(5.0) 枠アルミ 避難ステッカー			改修後	改修後			改修前
		ルーフトレイン【残置】					改修後	改修後	改修前
改修後	改修後	床：PC板素地、ジョイント部モルタル金ゴテ【高圧洗浄】	PC板		改修後	改修後			改修前
		下面・鼻先：高圧洗浄の上、軒天井用仕上塗材【新設】	PC板				改修後	改修後	改修前
改修後	改修後	手すり：アルミ手すり【清掃】			改修後	改修後			改修前
		物干し金物：【取外・再取付】					改修後	改修後	改修前
改修後	改修後	隔て板：下地調整の上、SOP塗装【新設】 枠アルミ【残置】 避難ステッカー【撤去・新設】	ノンアスベストケイカル板(5.0)		改修後	改修後			改修前
		ルーフトレイン：下地調整の上、 タールエポキシ樹脂塗装【新設】					改修後	改修後	改修前
改修後	改修後				改修後	改修後			改修前
							改修後	改修後	改修前



凡例	仕様
	工事内容を示す
階段室床 (1階)	土間コンクリートの上、モルタル金ゴテ【高圧洗浄】
階段室床 (2階)	PC板素地【高圧洗浄】
階段手摺	【塗装改修】 (DP塗装)
階段踊り場 (西階段2階)	PC吊りフック穴：モルタル剥離補修 100φ 50d (ポリマーセメントモルタル)
階段踊り場 (中央階段2階)	RD廻り：PC板ひび割れ補修 0.2mm未満 L=500 (可とう性エポキシ樹脂パテ補修)
階段室 RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	バルコニー床 PC板素地【高圧洗浄】
バルコニー 隔て板	アルミ枠【残置】 パネル面材【塗装改修】 (文字シール共) (SOP塗装)
バルコニー RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)

訂正

株式会社ムラシマ事務所 東京事務所

一級建築士事務所登録都知事第56340号
一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝

日付

令和 6年 11月

工事名称

調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事

図面番号

A-08

設計

検図

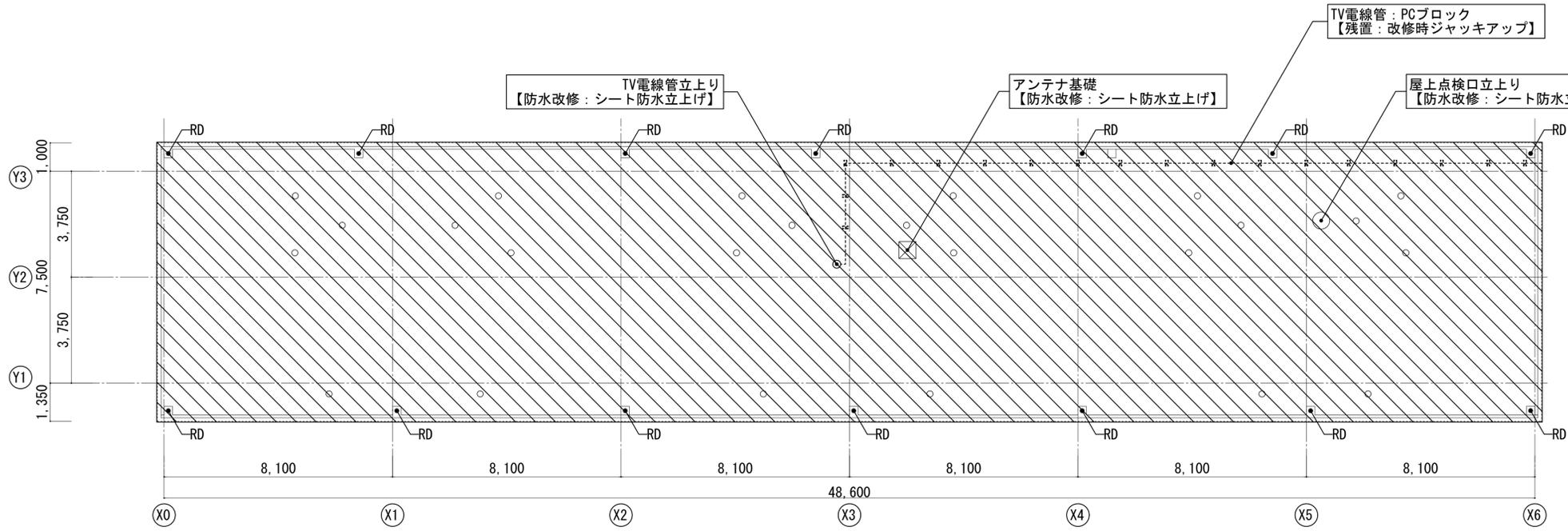
製図

図面名称

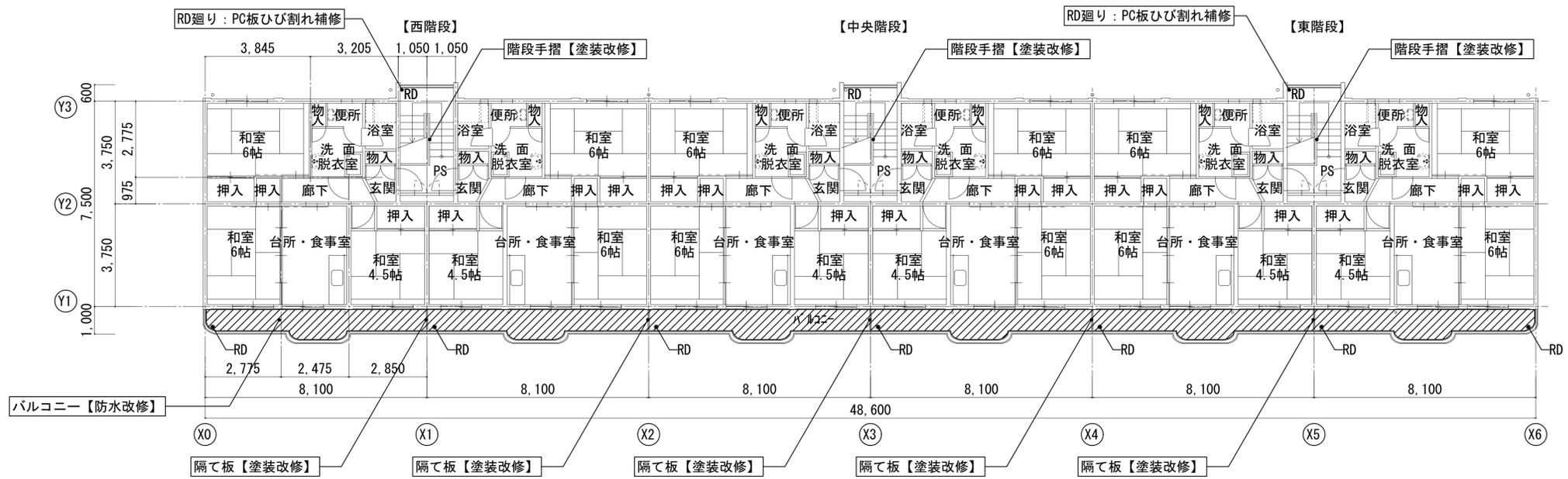
A棟平面図 (1)

縮尺

1:100 (A1)
1:200 (A3)

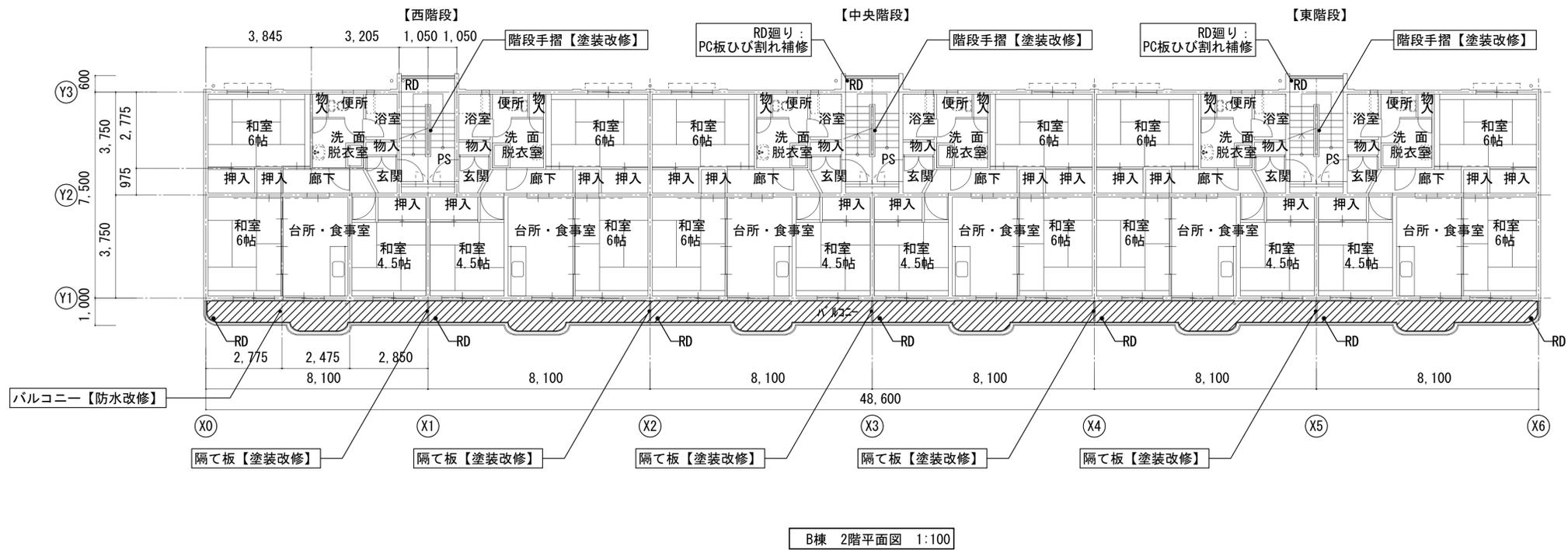


A棟 R階平面図 1:100

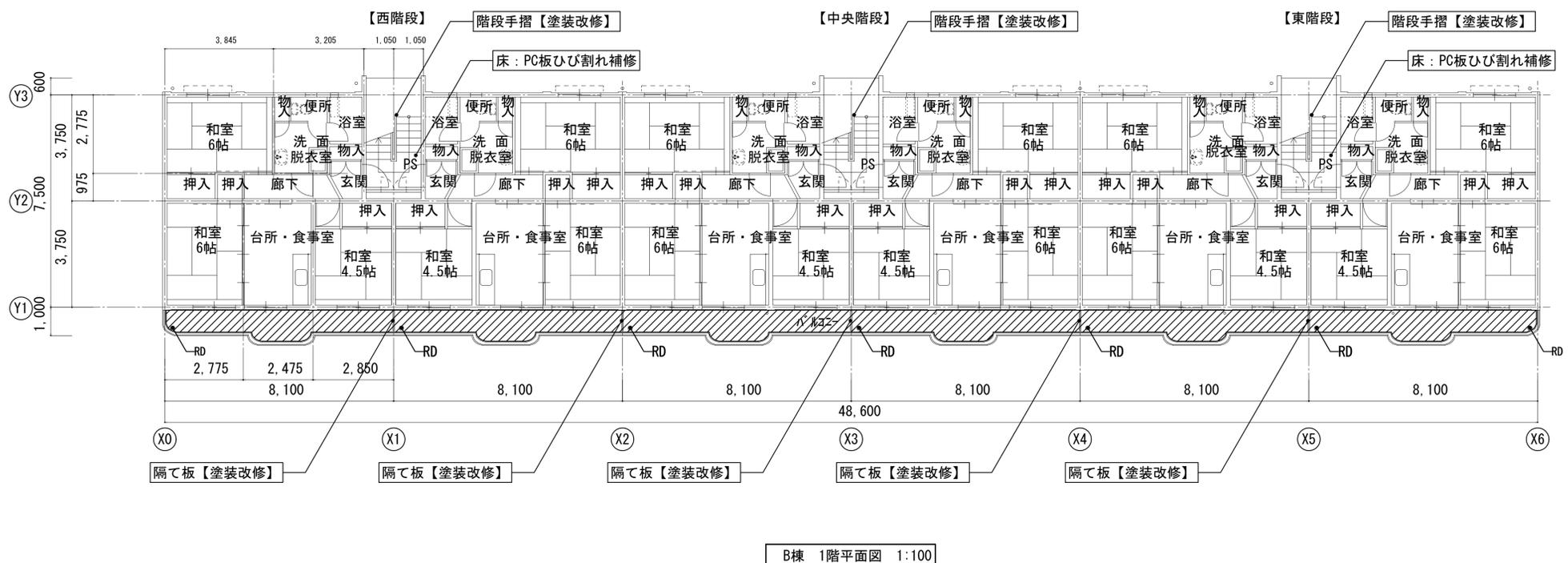


A棟 3階平面図 1:100

凡例	仕様
	工事内容を示す
階段室床	PC板素地【高圧洗浄】
階段手摺	【塗装改修】 (DP塗装)
階段踊り場 (西階段3階)	RD廻り：PC板ひび割れ補修 0.2mm未満 L=300 (可とう性エポキシ樹脂パテ補修)
階段踊り場 (東階段3階)	RD廻り：PC板ひび割れ補修 0.2~1mm L=300 (Uカットシール材充填工法 (可とう性エポキシ樹脂))
階段室 RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	バルコニー床 PC板素地【高圧洗浄】
バルコニー 隔て板	アルミ枠【残置】 パネル面材【塗装改修】(文字シール共) (SOP塗装)
バルコニー RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	屋上：合成高分子系ルーフィングシート防水 【防水改修】(S-M2)
屋上 RD	改修用ルーフトレイン【撤去・新設】 塩ビ製75φ
○	通気管立上り (24か所) 【防水改修：シート防水立上げ】
---○---	TV電線管：PCブロック (18か所) 【残置：改修時ジャッキアップ】

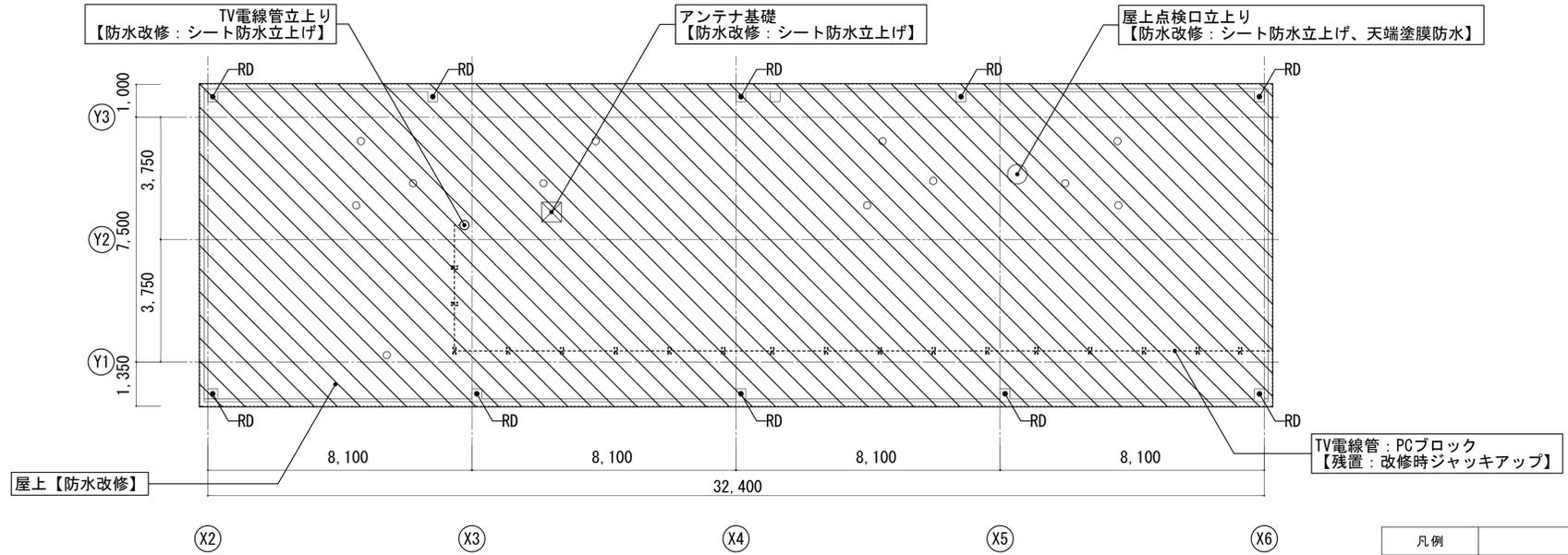


B棟 2階平面図 1:100

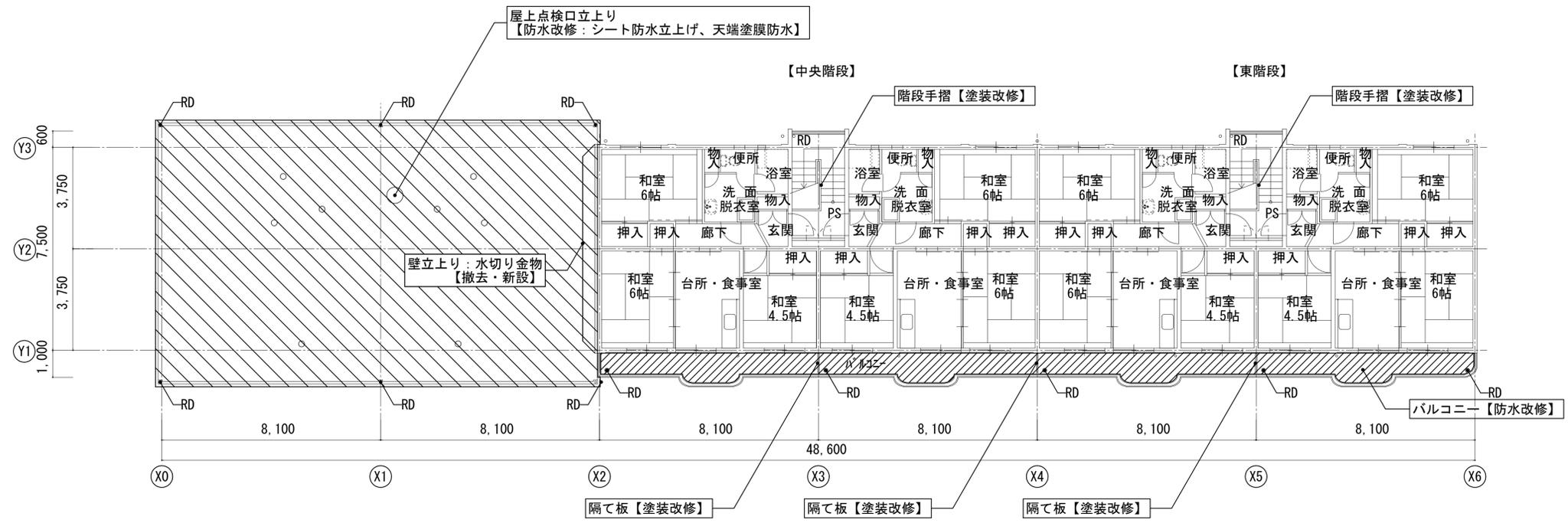


B棟 1階平面図 1:100

凡例	仕様
	工事内容を示す
階段室床 (1階)	土間コンクリートの上、モルタル金ゴテ【高圧洗浄】
階段室床 (2階)	PC板素地【高圧洗浄】
階段手摺	【塗装改修】 (DP塗装)
階段踊り場 (西階段1階)	床: PC板ひび割れ補修 0.2~1mm L=200 (Uカットシール材充填工法 (可とう性エポキシ樹脂))
階段踊り場 (東階段1階)	床: PC板ひび割れ補修 0.2mm未満 L=200 (可とう性エポキシ樹脂パテ補修)
階段踊り場 (中央階段2階)	RD廻り: PC板ひび割れ補修 0.2~1mm L=200 (Uカットシール材充填工法 (可とう性エポキシ樹脂))
階段踊り場 (東階段2階)	RD廻り: PC板ひび割れ補修 0.2~1mm L=300 (Uカットシール材充填工法 (可とう性エポキシ樹脂))
階段室 RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	バルコニー床 PC板素地【高圧洗浄】
バルコニー 隔て板	アルミ枠【残置】 パネル面材【塗装改修】 (文字シール共) (SOP塗装)
バルコニー RD	ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)

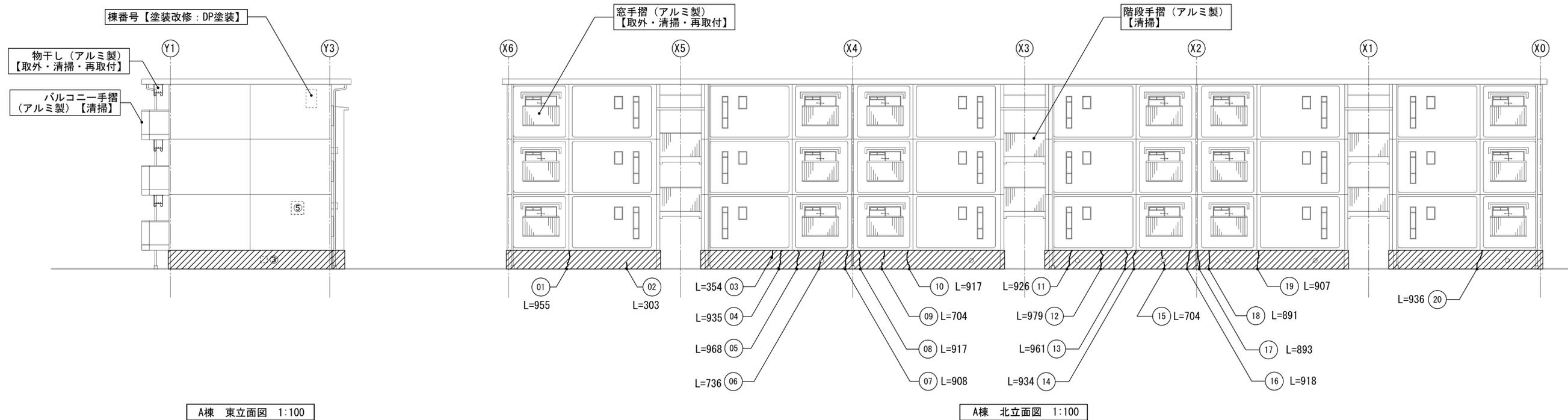


B棟 R階平面図 1:100



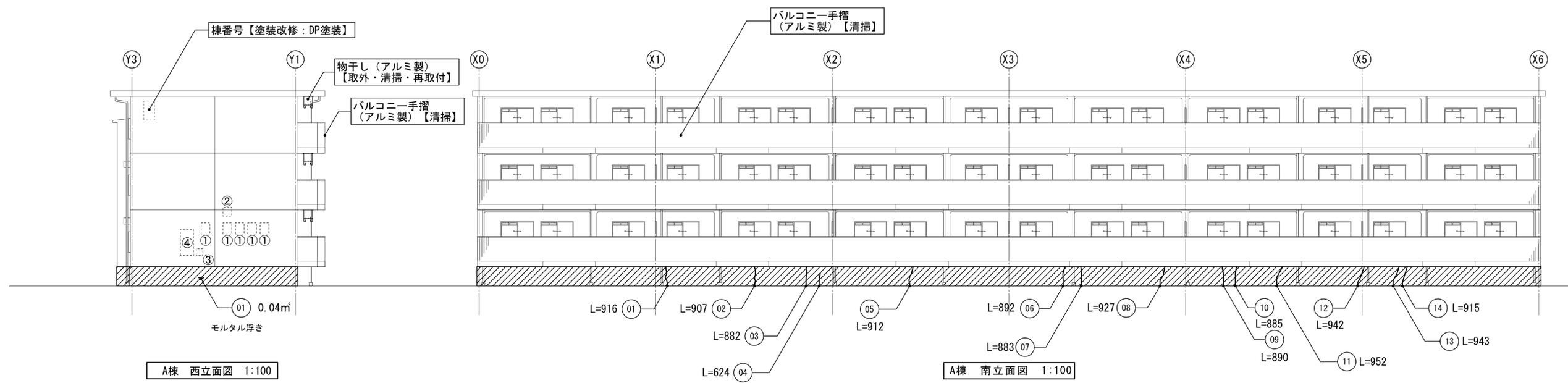
B棟 3階平面図 1:100

凡例	仕様
	工事内容を示す
	階段室床 PC板素地【高圧洗浄】
	階段手摺 【塗装改修】 (DP塗装)
	階段踊り場 (西階段3階) (東階段3階) RD廻り: PC板ひび割れ補修 (ポリマーセメントモルタル)
	階段室 RD ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	バルコニー床 PC板素地【高圧洗浄】
	バルコニー 隔て板 アルミ枠【残置】 パネル面材【塗装改修】(文字シール共) (SOP塗装)
	バルコニー RD ルーフトレイン【防水改修】 (タールエポキシ樹脂塗装)
	屋上 RD 合成高分子系ルーフィングシート防水 【防水改修】(S-M2)
	屋上 RD 改修用ルーフトレイン【撤去・新設】 塩ビ製75φ
	2階屋根 壁立上り: 水切り金物【撤去・新設】
	通気管立上り (24か所) 【防水改修: シート防水立上げ】
	TV電線管: PCブロック (18か所) 【残置: 改修時ジャッキアップ】



A棟 東立面図 1:100

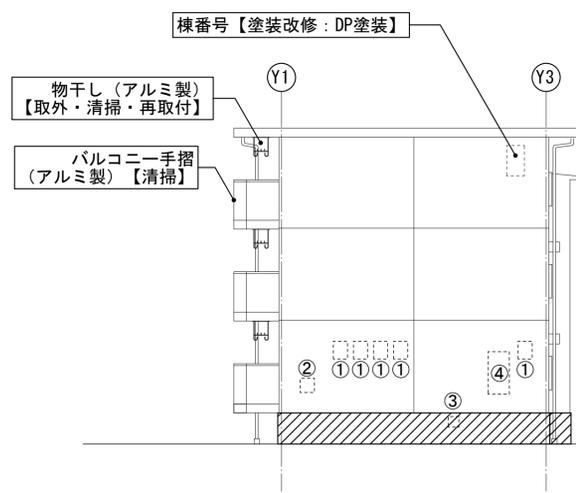
A棟 北立面図 1:100



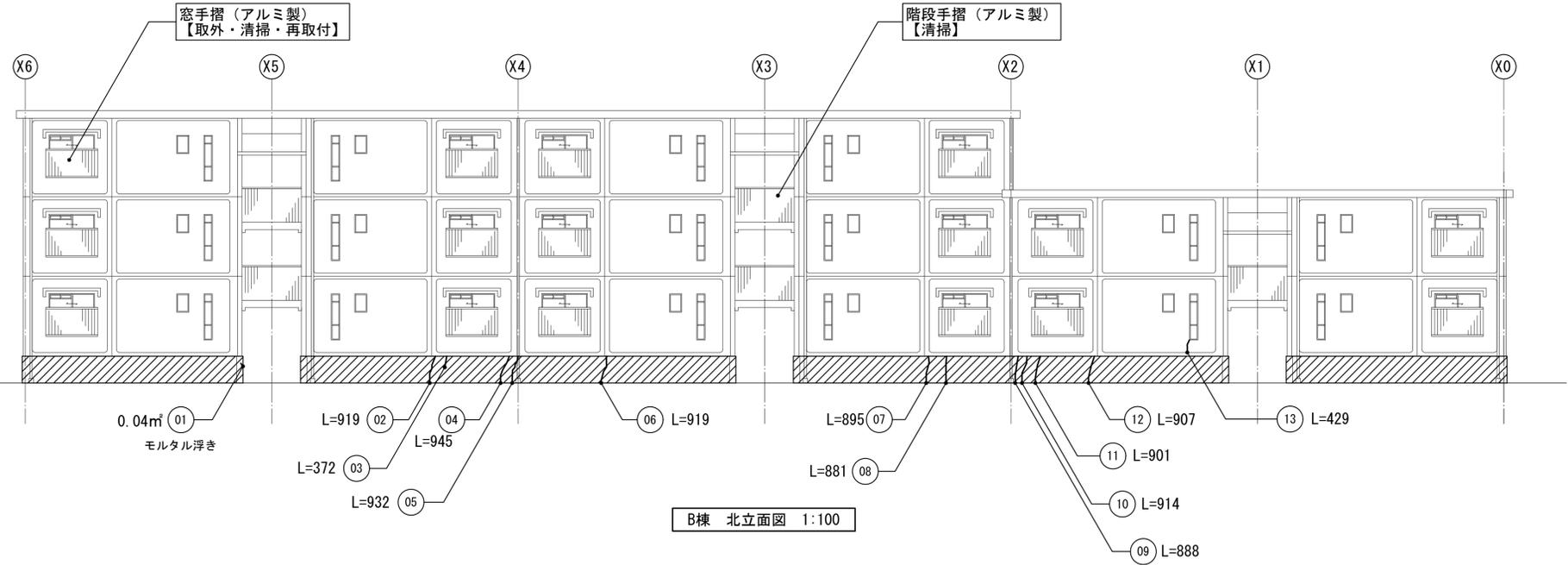
A棟 西立面図 1:100

A棟 南立面図 1:100

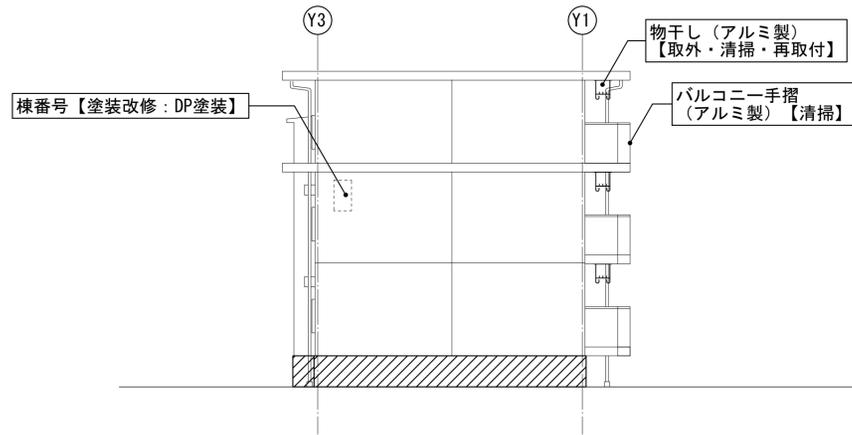
凡例	仕様	凡例	仕様	凡例	仕様
	工事内容を示す		腰壁 現場打ちRCの上、モルタル薄塗り下地、 高圧洗浄の上、 ポリマーセメント系保護塗料【外壁改修】		物干金物 (アルミ製) 【取外・清掃・再取付】 (72か所)
	外壁ひび割れ位置を示す ・特記なきは0.2mm未満のひび割れ ・可とう性エポキシ樹脂パテ補修 ・モルタル浮き部 ・アンカーピンニング ・部分エポキシ樹脂注入工法		バルコニー内のエアコン室外機 (床置き) : 21か所 【防水改修時、一時ジャッキアップ】		電気ボックス【残置】【養生】 ① : W400×H600×D300 5か所 ② : W400×H400×D200 1か所 ③ : W300×H300×D200 2か所 ④ : W600×H1200×D200 1か所 ⑤ : W600×H600×D200 1か所
外壁	PC板下地、 高圧洗浄、一部補修の上、 可とう形改修塗材【外壁改修】		窓手摺 (北面) : アルミ製 【取外・清掃・再取付】 (18か所)		



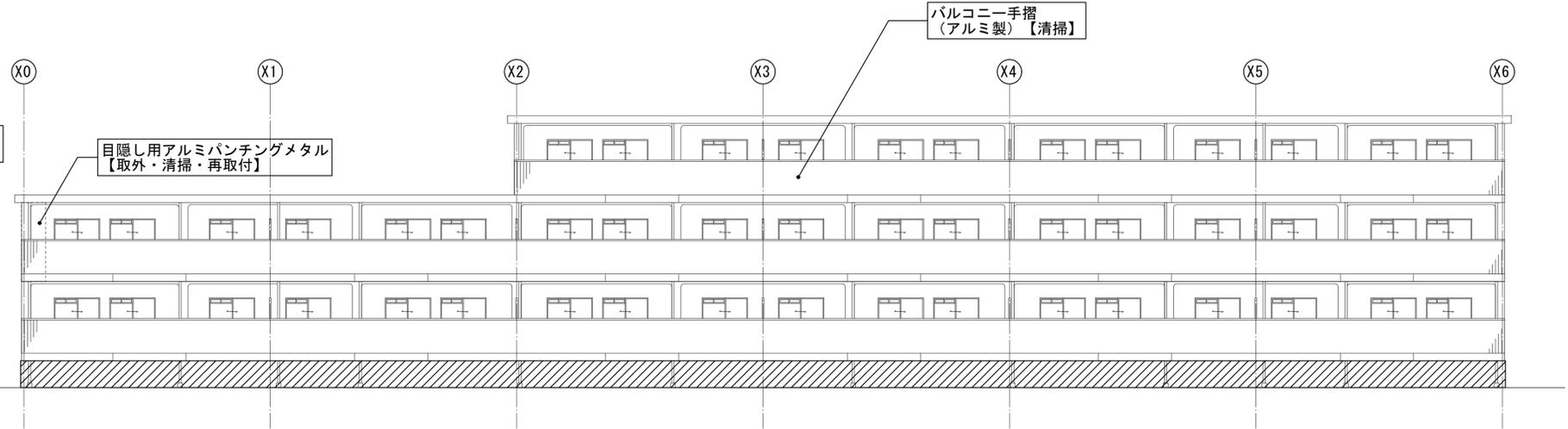
B棟 東立面図 1:100



B棟 北立面図 1:100

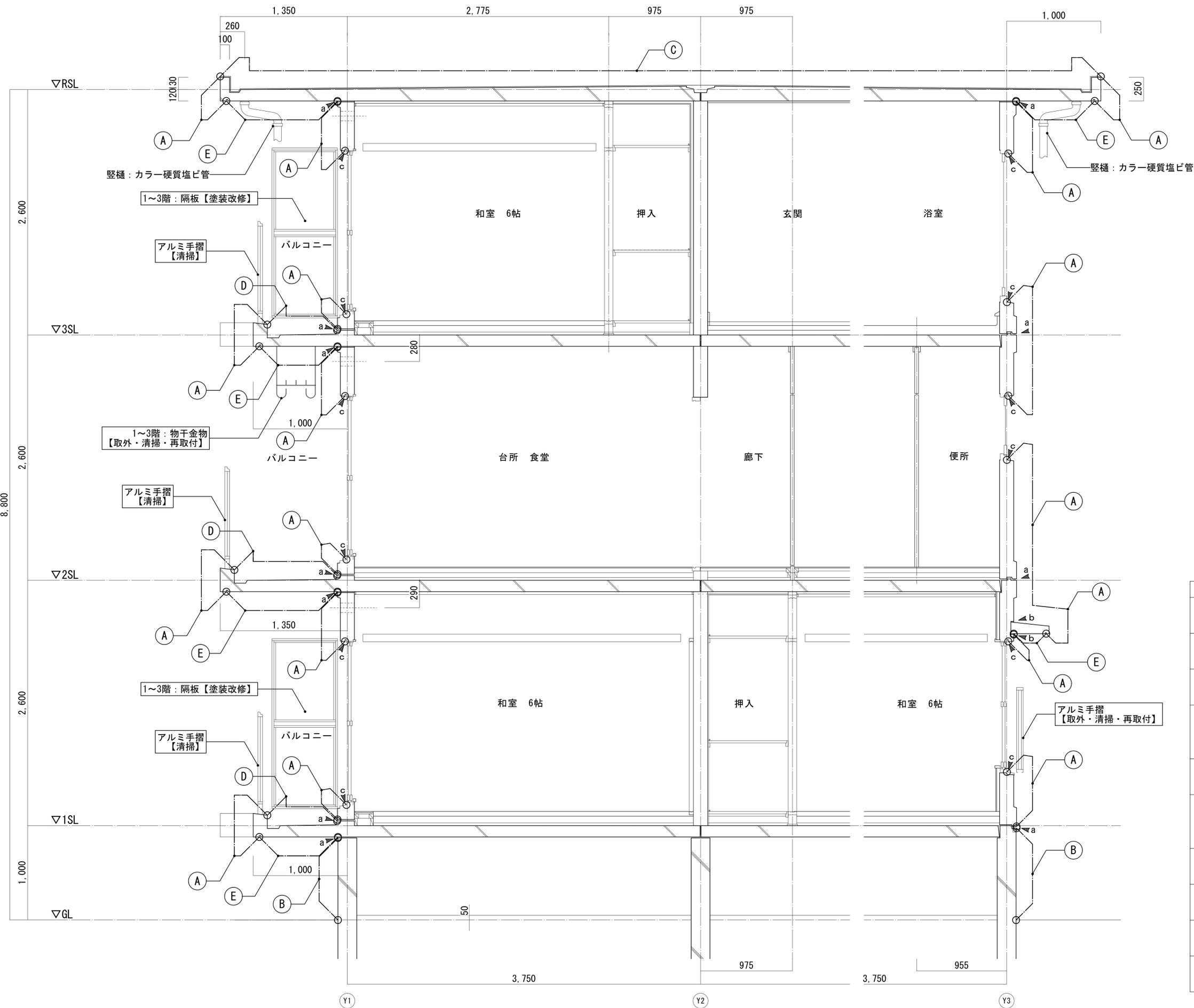


B棟 西立面図 1:100



B棟 南立面図 1:100

凡例	仕様	凡例	仕様	凡例	仕様
	工事内容を示す		腰壁 現場打ちRCの上、モルタル薄塗り下地、 高圧洗浄の上、 ポリマーセメント系保護塗料【外壁改修】		物干金物(アルミ製) 【取外・清掃・再取付】(64か所)
	外壁ひび割れ位置を示す ・特記なきは0.2mm未満のひび割れ 可とう性エポキシ樹脂パテ補修 ・モルタル浮き部 アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法		バルコニー内のエアコン室外機 (床置き)：21か所 【防水改修時、一時ジャッキアップ】		電気ボックス【残置】【養生】 ①：W400×H600×D300 5か所 ②：W400×H400×D200 1か所 ③：W300×H300×D200 1か所 ④：W600×H1200×D200 1か所
外壁	PC板下地、 高圧洗浄、一部補修の上、 可とう形改修塗材【外壁改修】		窓手摺(北面)：アルミ製 【取外・清掃・再取付】(16か所)		

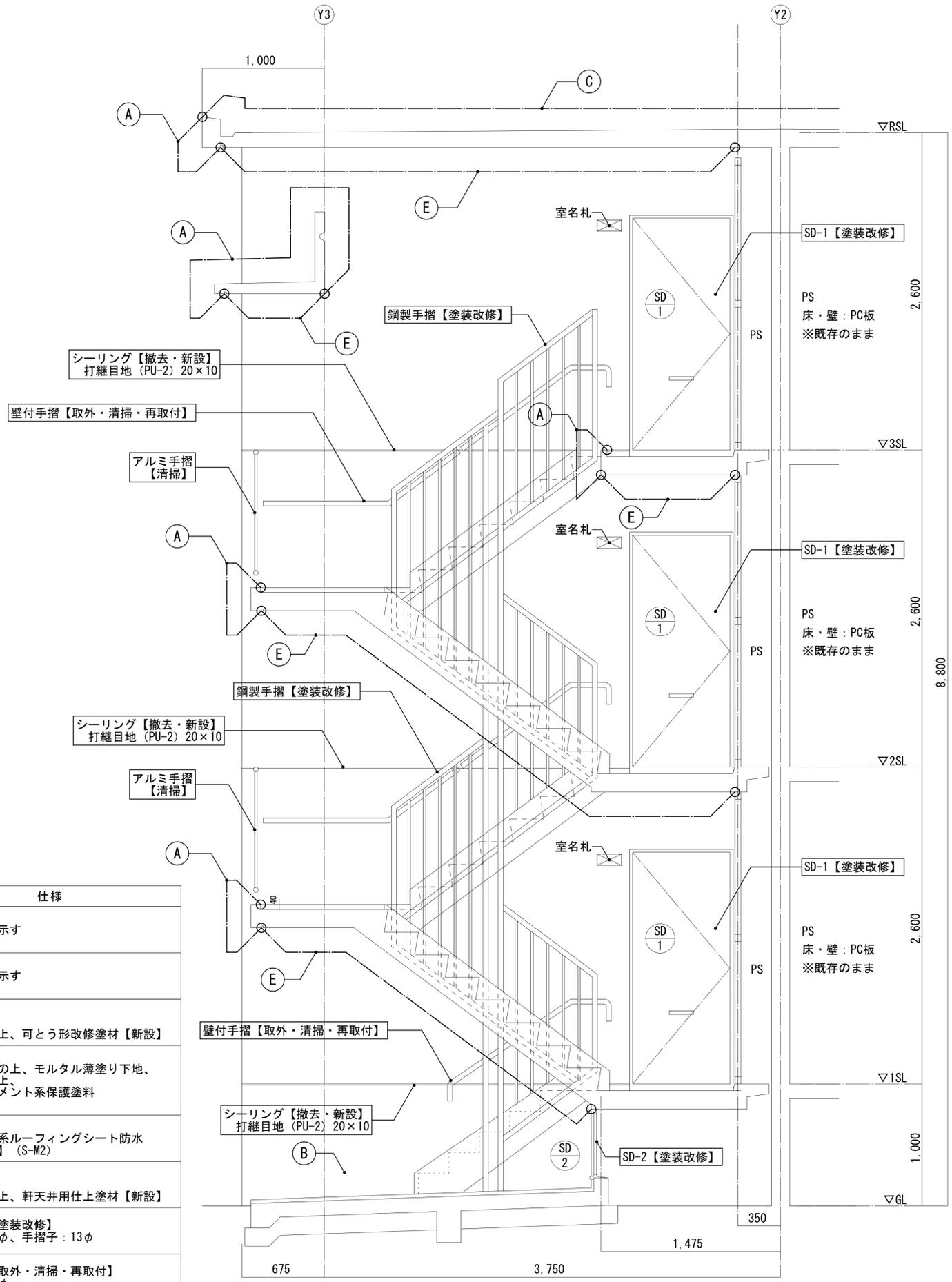
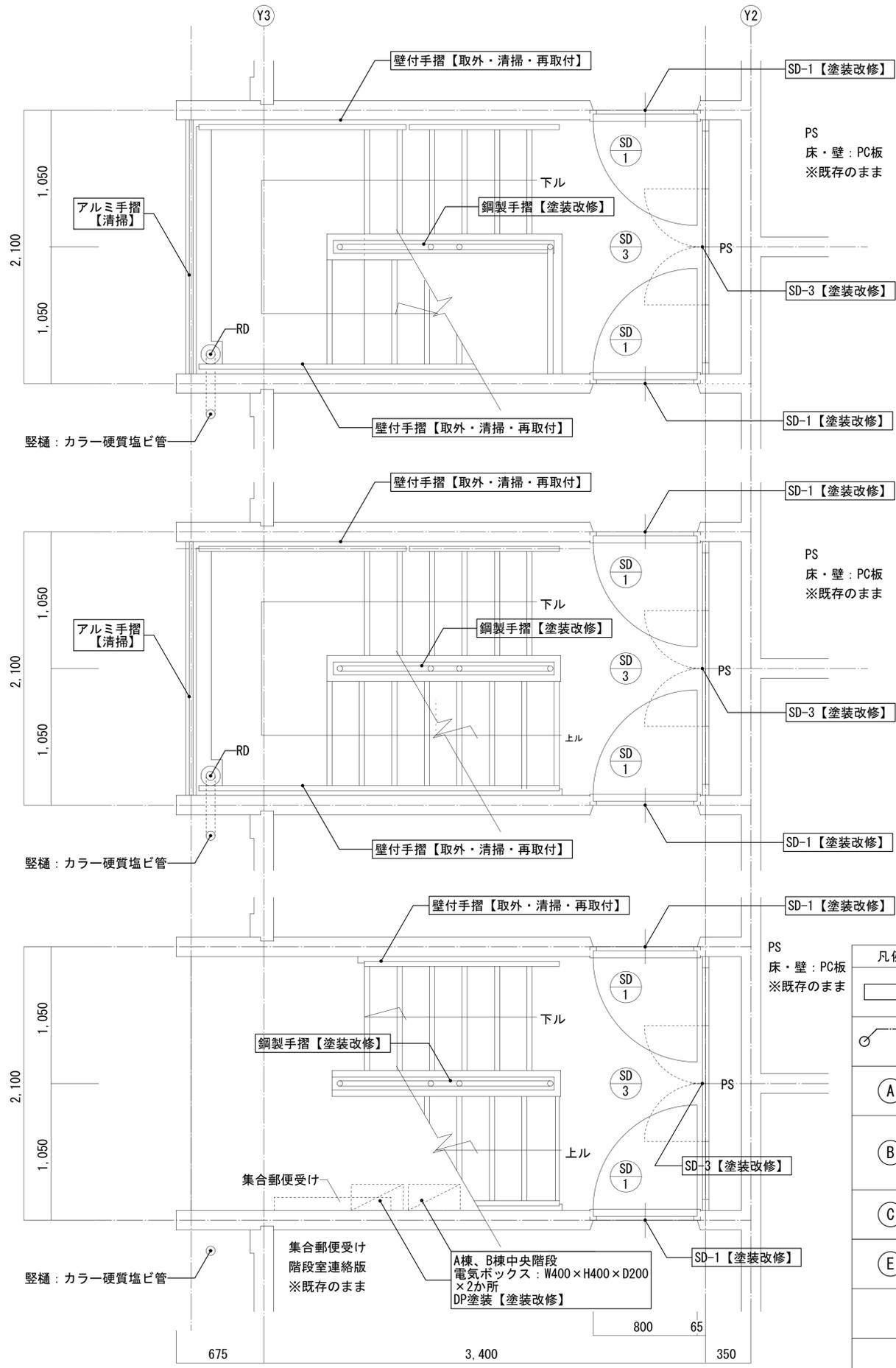


凡例	仕様
	工事内容を示す
	工事範囲を示す
(A)	外壁 PC板下地、 高圧洗浄の上、可とう形改修塗材【新設】
(B)	腰壁 現場打ちRCの上、モルタル薄塗り下地、 高圧洗浄の上、 ポリマーセメント系保護塗料
(C)	屋上 合成高分子系ルーフィングシート防水 【防水改修】(S-M2)
(D)	バルコニー床 PC素地【高圧洗浄】
(E)	上裏 PC板下地、 高圧洗浄の上、軒天井用仕上塗材【新設】
▲a	シーリング【撤去・新設】 打継目地 (PU-2) 20×10
▲b	シーリング【撤去・新設】 窓庇廻り目地 (PU-2) 10×10
▲c	シーリング【撤去・新設】 サッシ廻り目地 (MS-2) 15×15

訂正

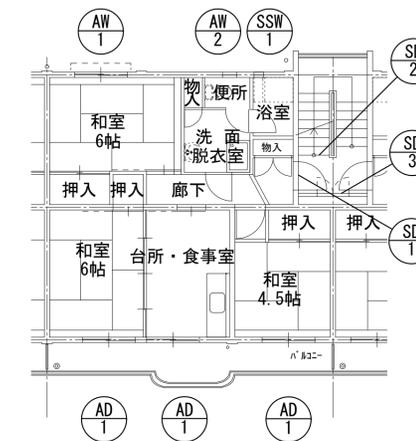
株式会社ムラシマ事務所 東京事務所
 一級建築士事務所登録都知事第56340号
 一級建築士大臣登録第369449号 渋谷一輝

日付 令和 6年 11月	工事名称 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事	図面番号 A-14
設計	概図	製図
図面名称 矩計図		縮尺 1:20 (A1) 1:40 (A3)



凡例	仕様
	工事内容を示す
	工事範囲を示す
(A)	外壁 PC板下地 高圧洗浄の上、可とう形改修塗材【新設】
(B)	腰壁 現場打ちRCの上、モルタル薄塗り下地、 高圧洗浄の上、 ポリマーセメント系保護塗料
(C)	屋上 合成高分子系ルーフィングシート防水 【防水改修】(S-M2)
(E)	上裏 PC板下地 高圧洗浄の上、軒天井用仕上塗材【新設】
	鋼製手摺【塗装改修】 手摺：42.7φ、手摺子：13φ
	壁付手摺【取外・清掃・再取付】 樹脂製：34φ

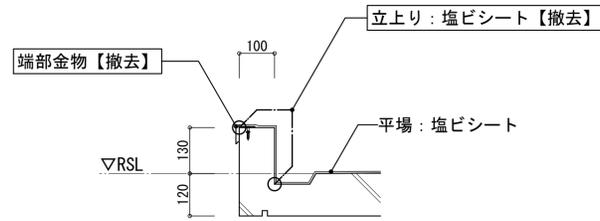
符号	形式	数量	SD 1 鋼製片開き扉 (玄関戸)		34	SD 2 鋼製片開き扉 (床下点検口)		6	SD 3 鋼製上下ガラリ付両袖固定 パネル付両開き扉 (PS扉)		17			
姿図・寸法														
見込	仕上	100	外部：【塗装改修】DP塗装 (枠共)		100	【塗装改修】(DP塗装) (枠、建具：内外共)		100	【塗装改修】(DP塗装) (枠、建具：内外共)					
付属金物	【残置】		【残置】		【残置】		【残置】							
錠	【残置】		【残置】		【残置】		【残置】							
ガラス	なし		なし		なし		なし							
備考														
符号	形式	数量	AD 1 引違い戸		102	AW 1 引違い窓		34	AW 2 すべり出し窓		34	SSW 1 内倒し窓・FIX BF用窓		34
姿図・寸法														
見込	仕上	70	アルミ製 【残置】		70	アルミ製 【残置】		70	アルミ製 【残置】		70	ステンレス製 【残置】		
付属金物	【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】	
錠	【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】	
ガラス	【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】		【残置】	
備考														



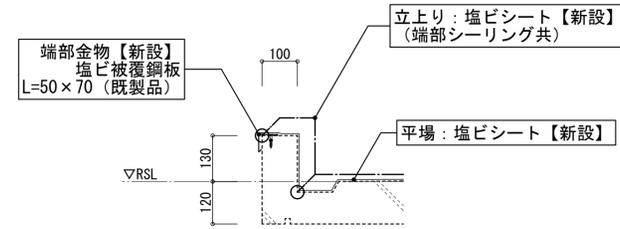
改修内容	建具枠周囲及び水切り下のシーリング15×15(MS-2)の打替えを行う
	SD(枠共)：下地処理の上、DP塗装改修を行う

屋上パラペット立上り詳細図 S=1:10

【改修前】

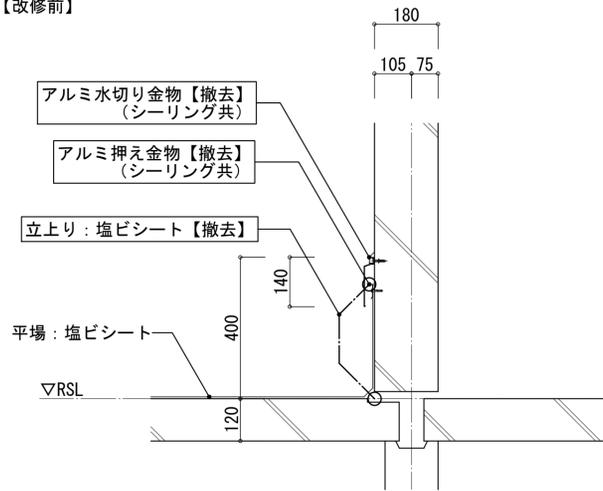


【改修後】

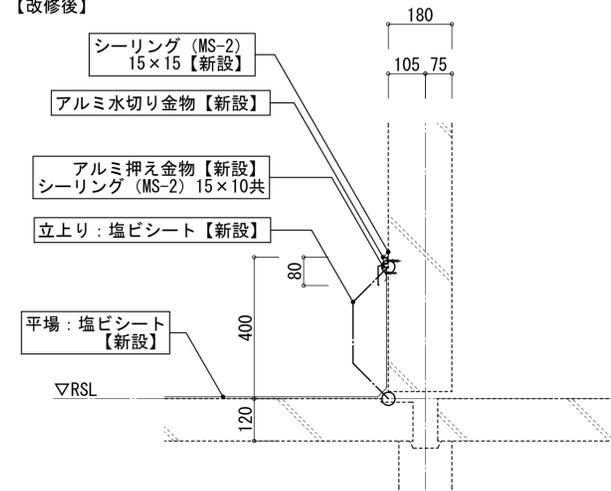


B棟2階屋上、屋根立上り詳細図 S=1:10

【改修前】

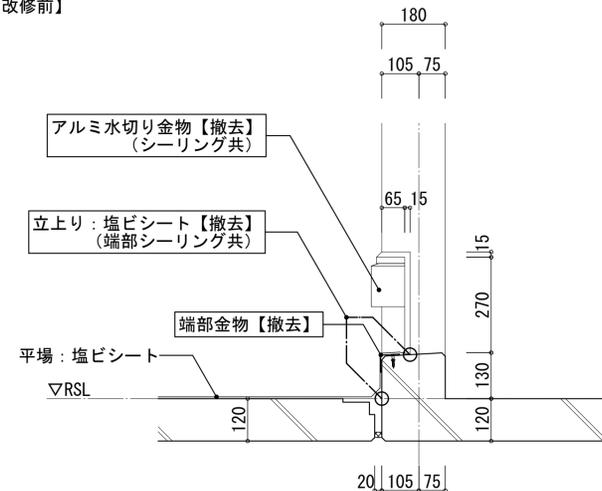


【改修後】

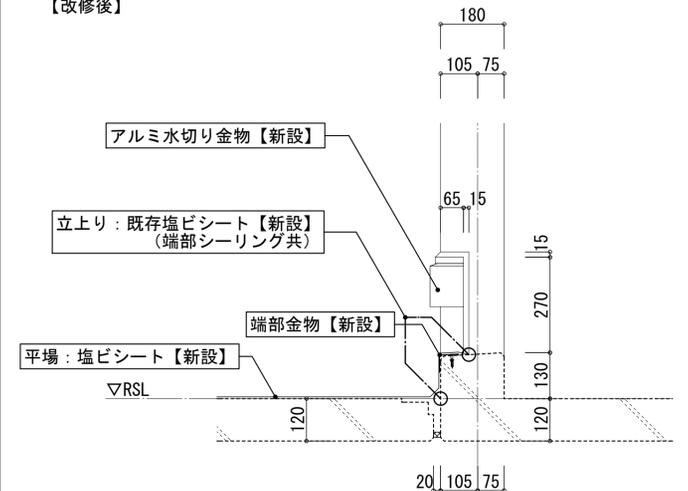


B棟2階屋上、屋根立上り詳細図 S=1:10

【改修前】

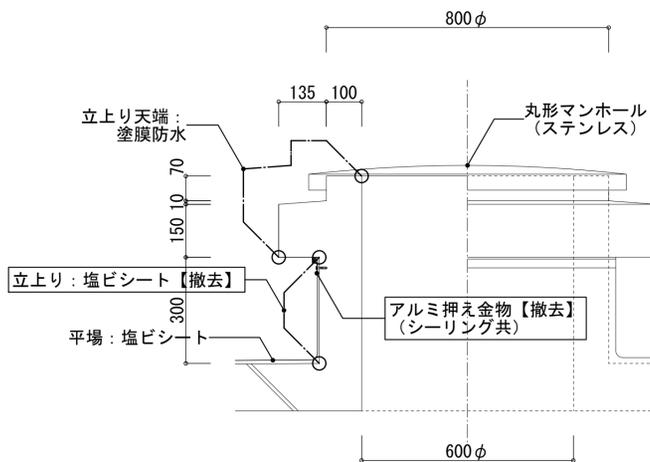


【改修後】

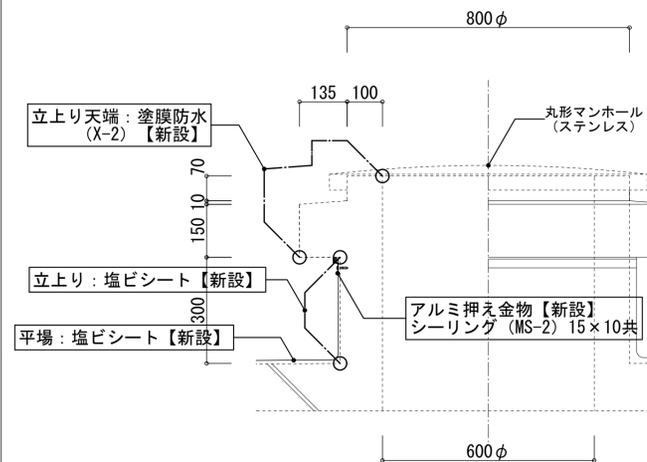


屋上マンホール部詳細図 S=1:10

【改修前】

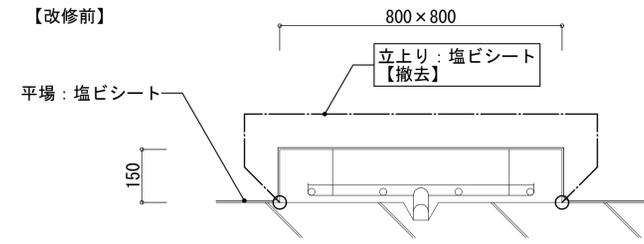


【改修後】

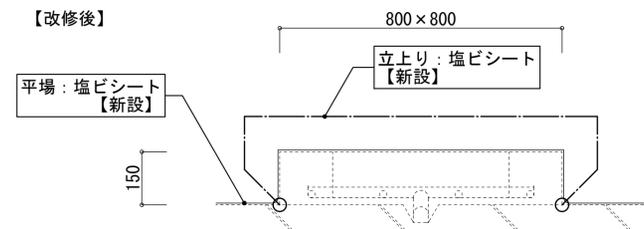


TVアンテナ基礎 S=1:10

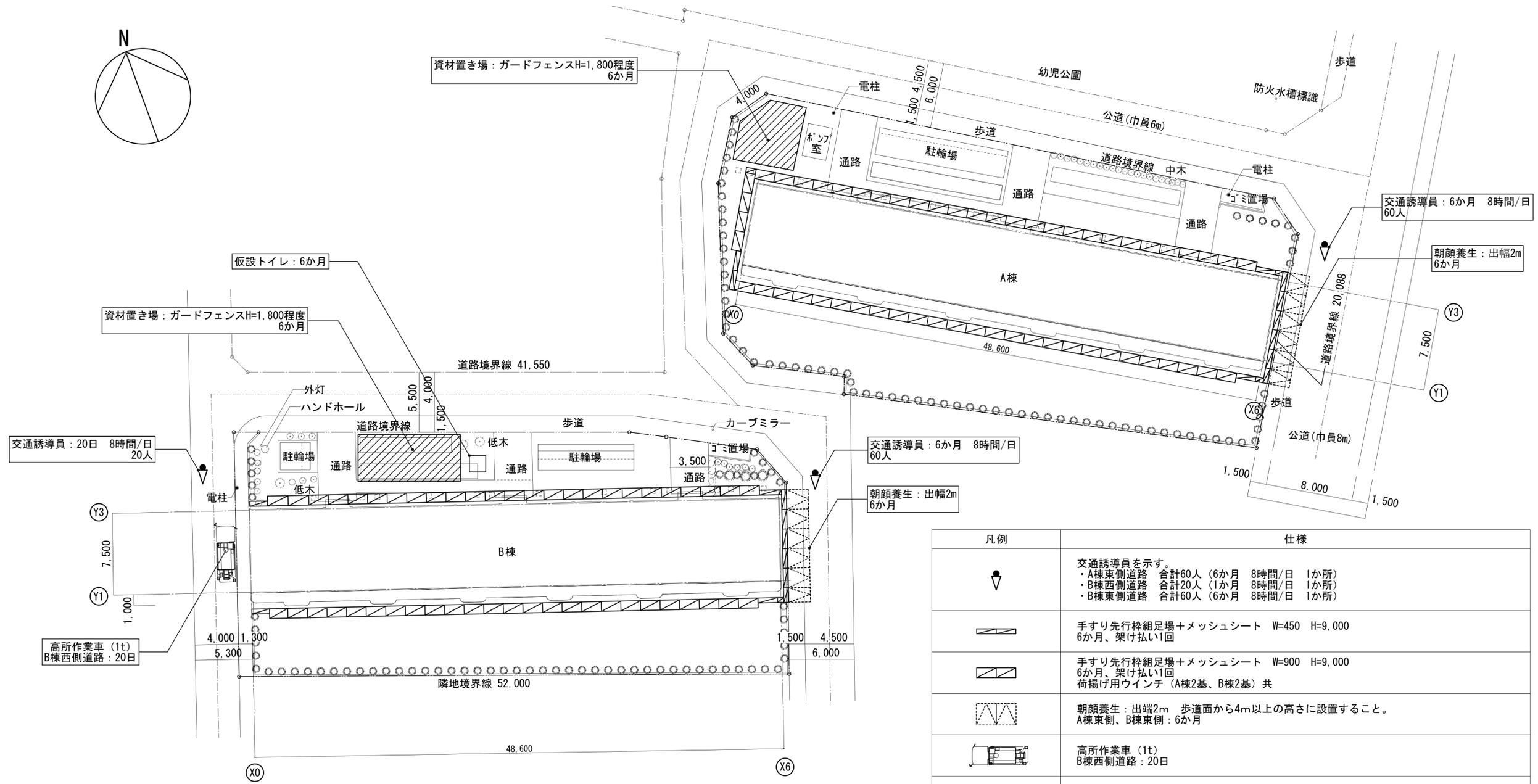
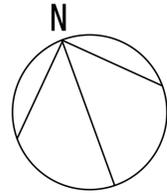
【改修前】



【改修後】



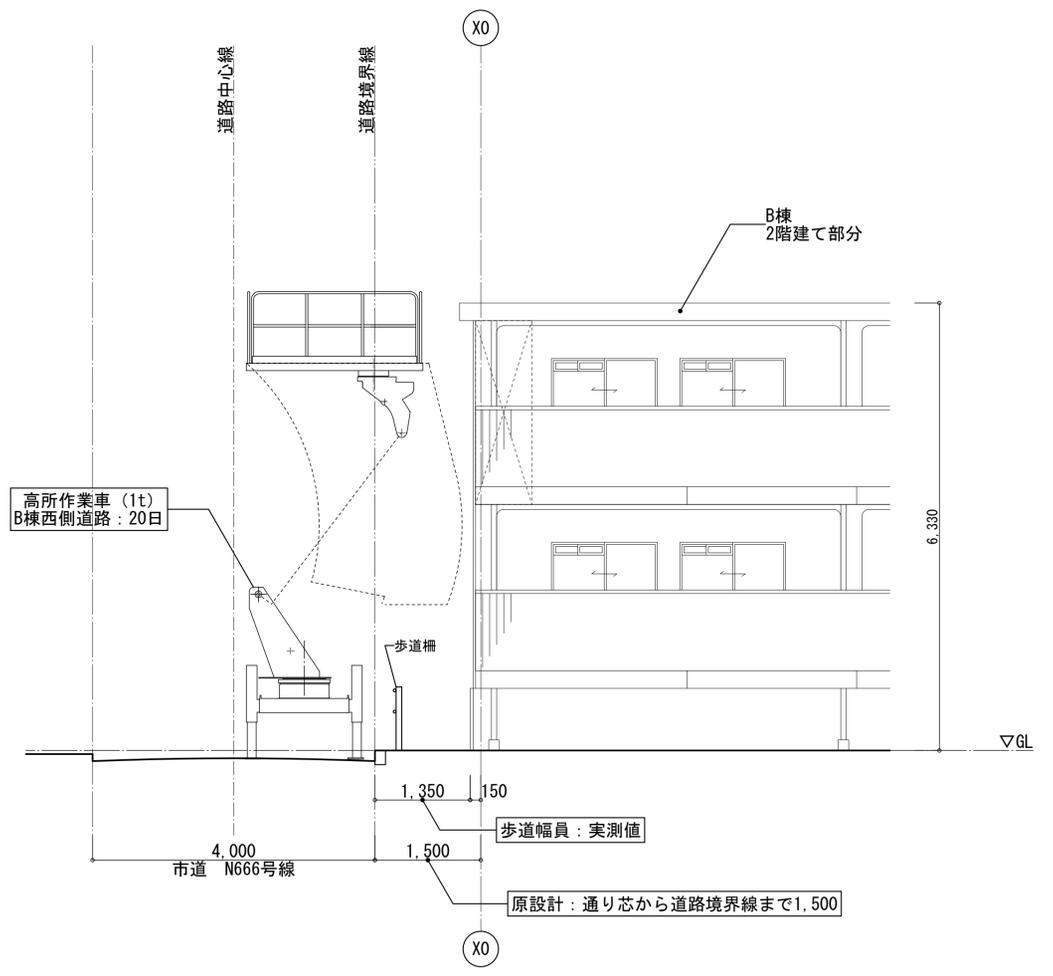
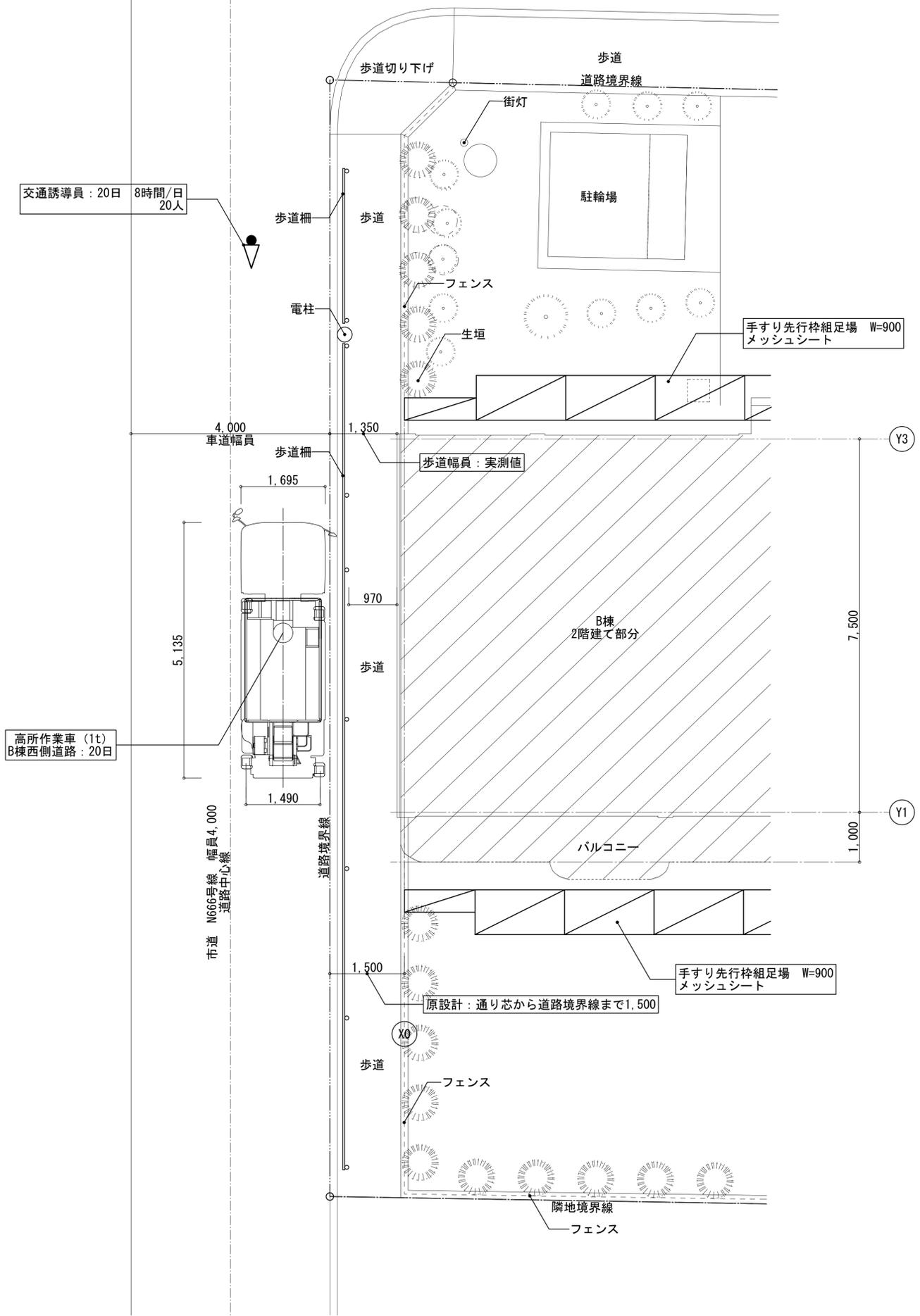
凡例	仕様
	工事内容を示す
	工事範囲を示す



凡例	仕様
	交通誘導員を示す。 ・A棟東側道路 合計60人 (6か月 8時間/日 1か所) ・B棟西側道路 合計20人 (1か月 8時間/日 1か所) ・B棟東側道路 合計60人 (6か月 8時間/日 1か所)
	手すり先行枠組足場+メッシュシート W=450 H=9,000 6か月、架け払い1回
	手すり先行枠組足場+メッシュシート W=900 H=9,000 6か月、架け払い1回 荷揚げ用ウインチ (A棟2基、B棟2基) 共
	朝顔養生：出端2m 歩道面から4m以上の高さに設置すること。 A棟東側、B棟東側：6か月
	高所作業車 (1t) B棟西側道路：20日
	資材置き場：ガードフェンスH=1,800程度 6か月 結束についてはナイロンロープとする。
	仮設トイレ：1基 6か月
	工事期間中の工事車両用駐車場として、 敷地周辺コインパーキング (8台/日) を6か月程度見込む。

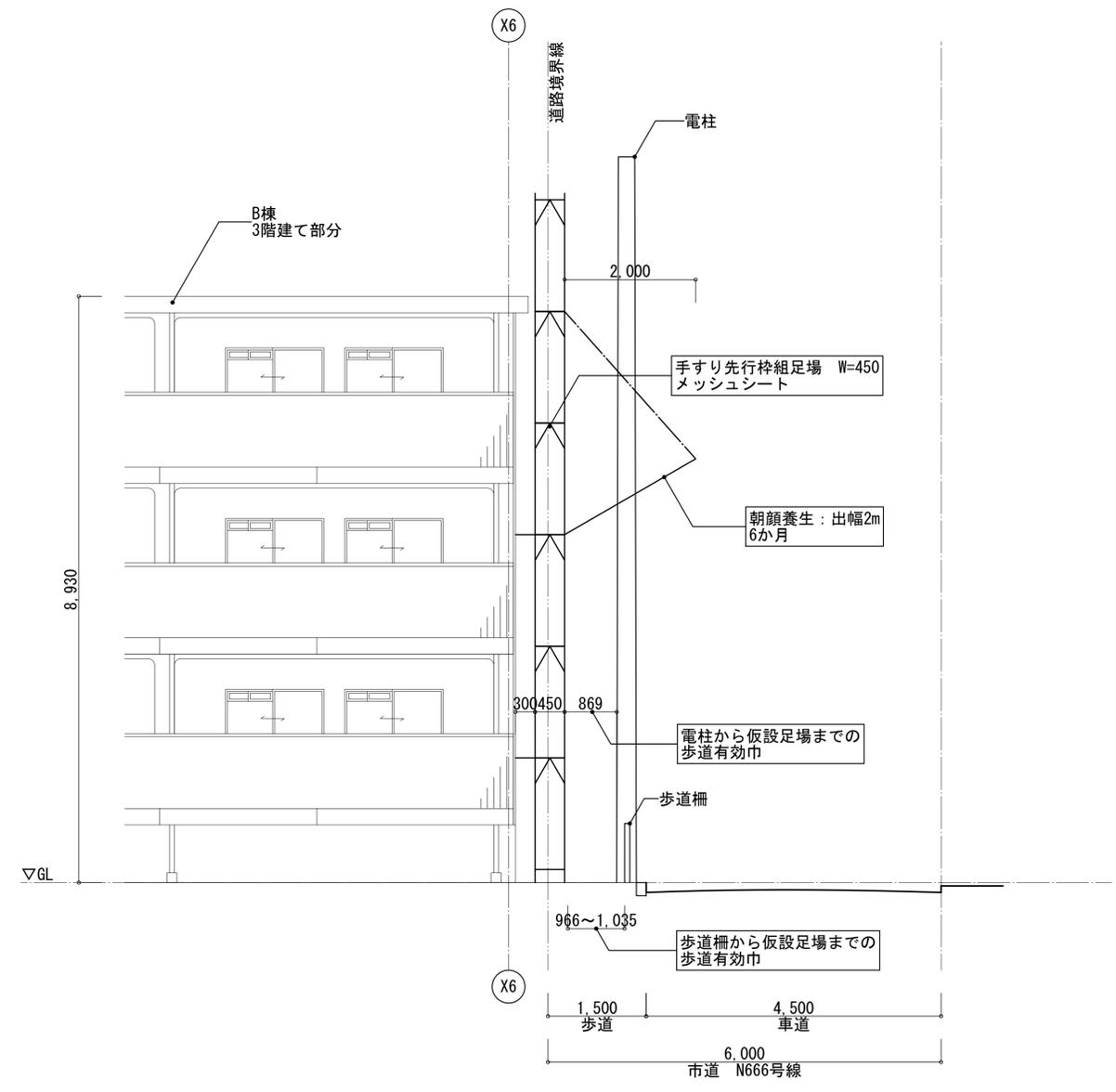
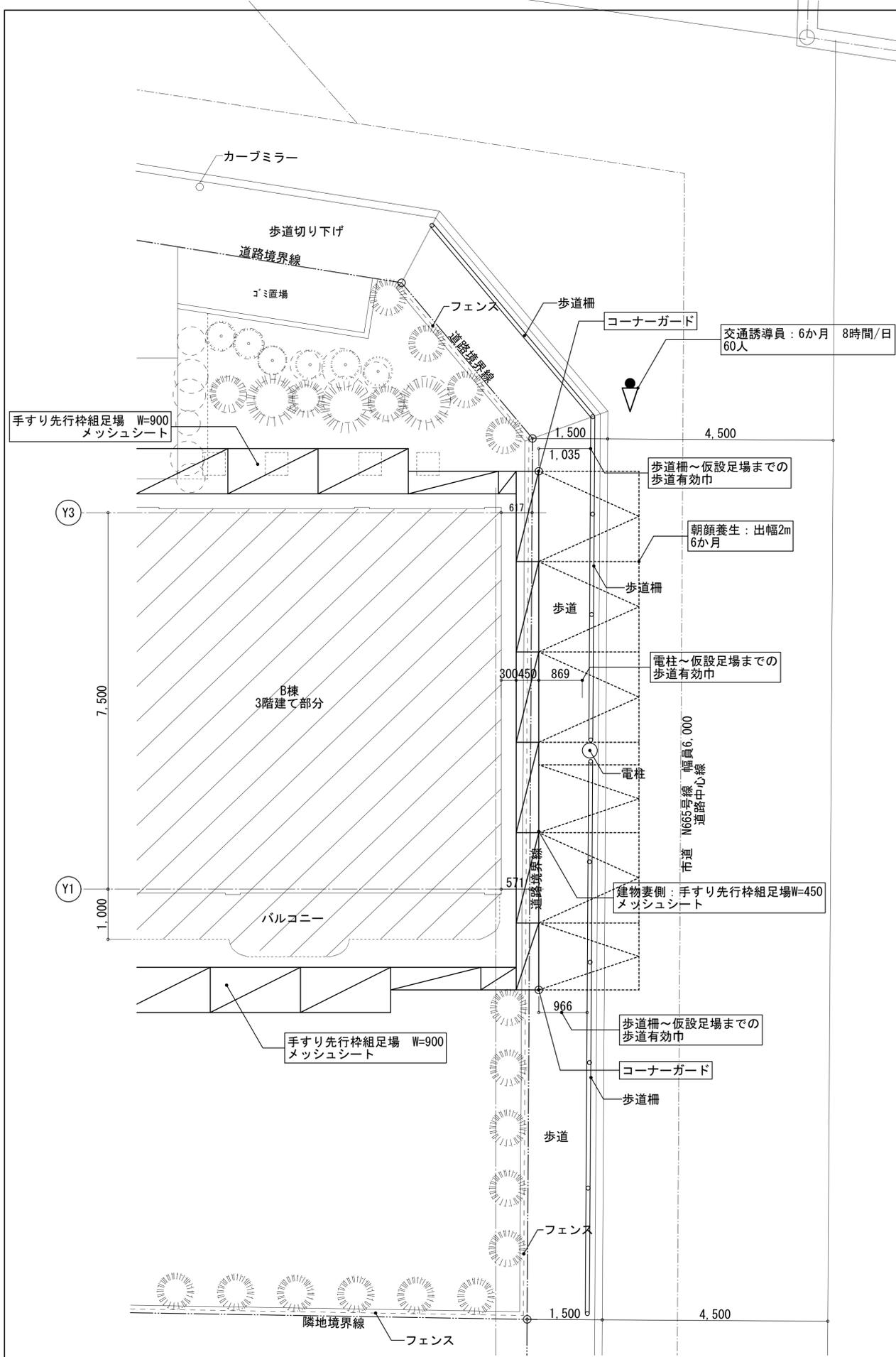
- ・仮設計画に先立ち、調布市道路管理課と道路占用許可基準の適用について協議すること。
- ・道路使用許可、仮歩道の確保について調布警察署と協議すること。

本仮設計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料である。施工にあたっては、受注者は施工条件、周辺状況等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事的物を改修するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとし、本図と異なる場合には監督員と協議のうえ、変更等の措置を講ずる場合がある。



凡例	仕様
	交通誘導員を示す。 B棟西側道路 合計20人 (20日、1か所)
	手すり先行枠組足場+メッシュシート W=450 H=9,000 6か月、架け払い1回
	手すり先行枠組足場+メッシュシート W=900 H=9,000 6か月、架け払い1回
	高所作業車 (1t) B棟西側道路: 20日

・仮設計画に先立ち、調布市道路管理課と道路占用許可基準の適用について協議すること。
・道路使用許可、仮歩道の確保について調布警察署と協議すること。



凡例	仕様
	交通誘導員を示す。 B棟東側道路 合計60人 (6か月 8時間/日 1か所)
	手すり先行柵組足場+メッシュシート W=450 H=9.000 6か月 (B棟西側のみ1か月)、架け払い1回
	手すり先行柵組足場+メッシュシート W=900 H=9.000 6か月、架け払い1回
	朝顔養生: 出端2m 歩道面から4m以上の高さに設置すること。 B棟東側: 6か月

・仮設計画に先立ち、調布市道路管理課と道路占用許可基準の適用について協議すること。
 ・道路使用許可、仮歩道の確保について調布警察署と協議すること。

EP A 非常警報操作部

種類	非常ベル
常用電源	AC100V 50/60Hz
消費電力	警戒時最大：55W 警報時最大：90W
予備電源	DC24V 3500mAh ニッケルカドミウム蓄電池
使用周囲温度	-10～+40
質量	9.5kg

EP B 非常警報操作部

種類	非常ベル
常用電源	AC100V 50/60Hz
消費電力	警戒時最大：23W 警報時最大：33W
予備電源	DC24V 1200mAh ニッケルカドミウム蓄電池
使用周囲温度	-10～+40
質量	6kg

F 起動装置

種類	非常ベル
電圧・電流	AC300V 6A
使用温度範囲	-10～+40
質量	150g

B 音響装置 (防雨型)

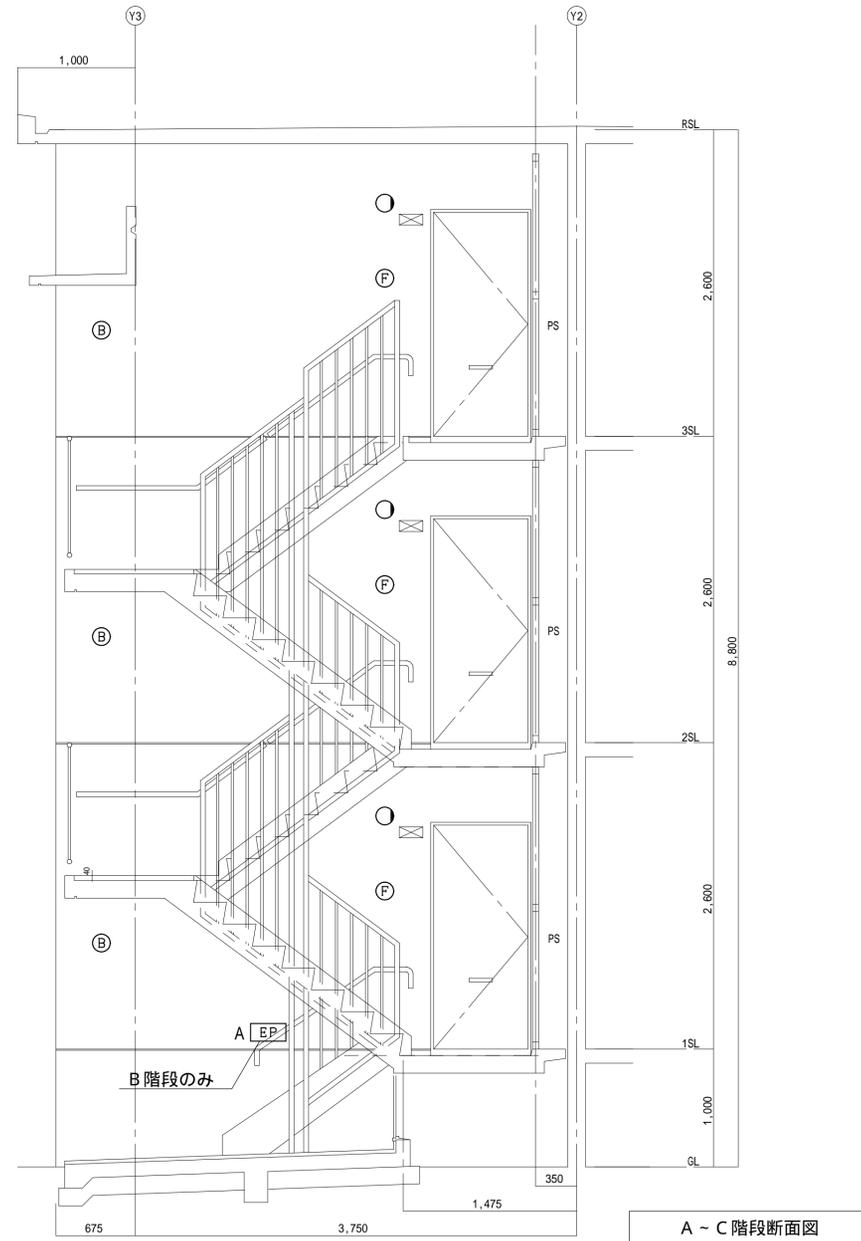
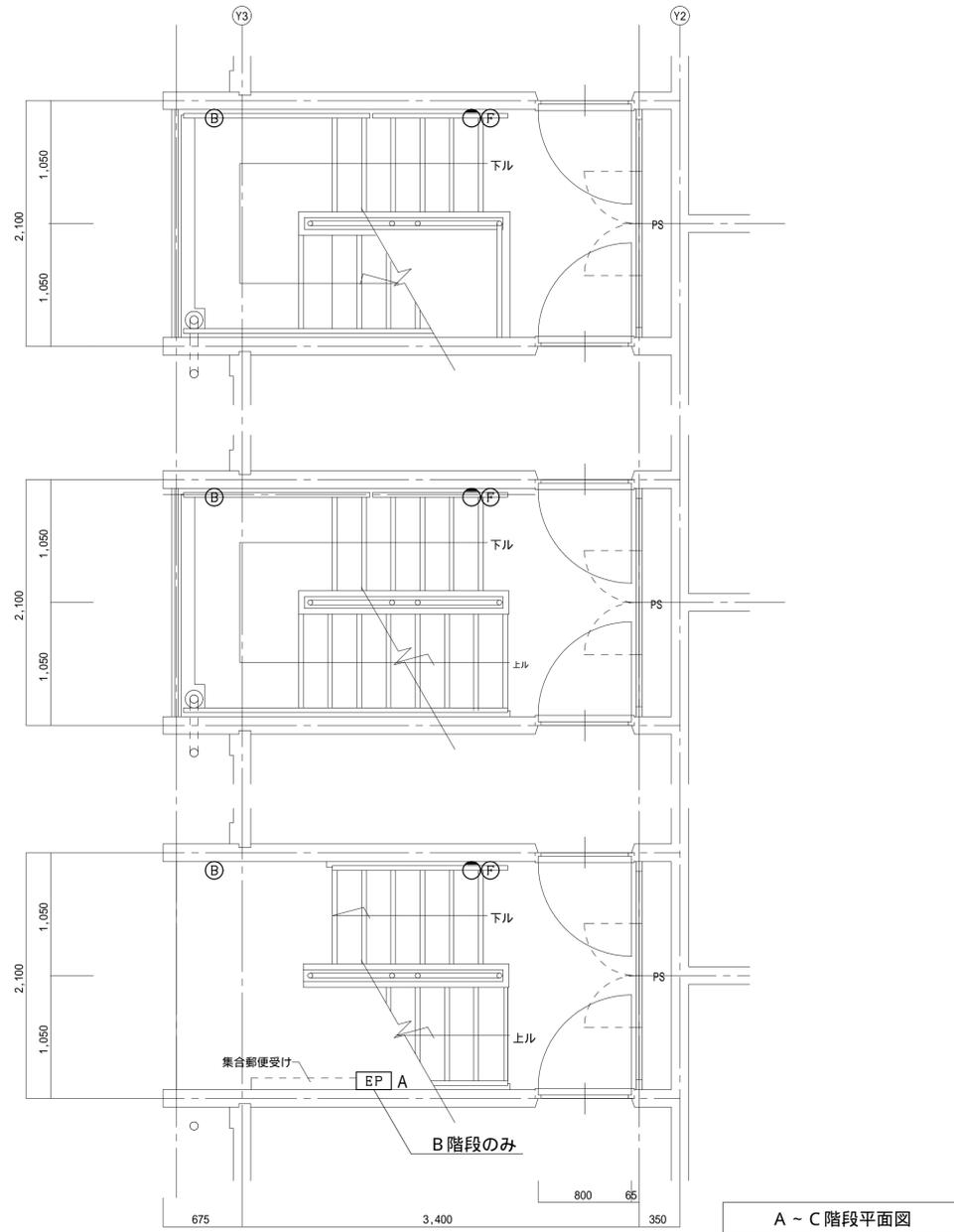
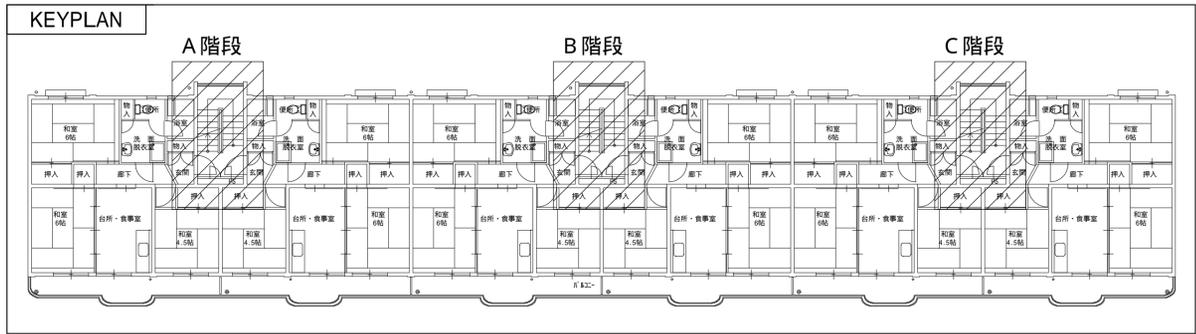
種類	非常ベル
定格	DC24V 10mA
音圧	90dB以上(前方1m)
使用周囲温度	-20～+60
質量	530g

O 表示灯 (防雨型)

消費電流	9mA(DC24V時)
結線仕様	無極性
質量	68g

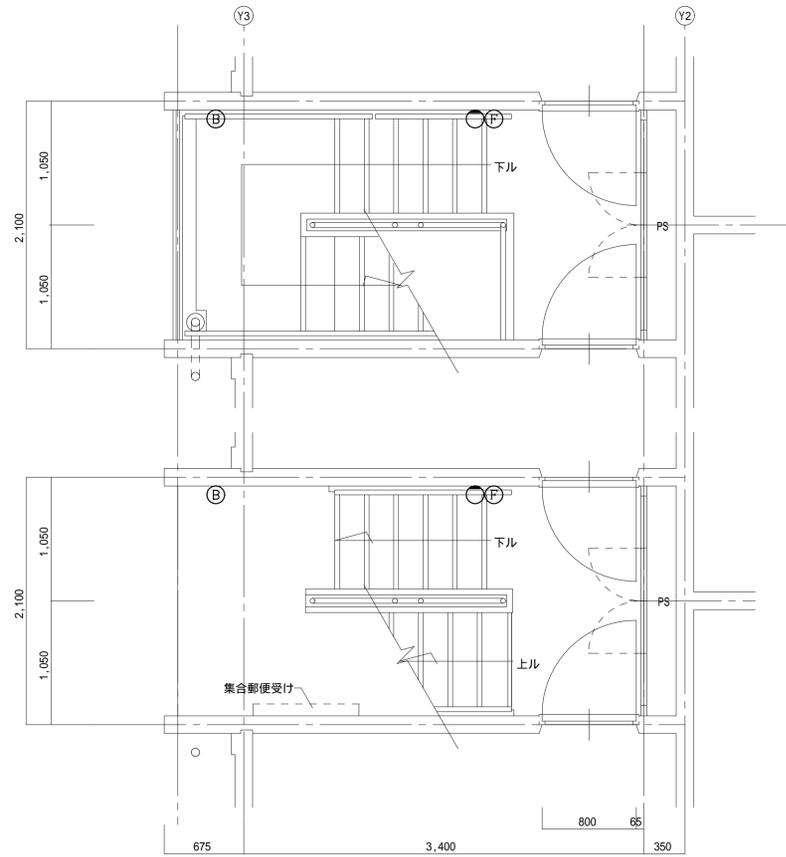
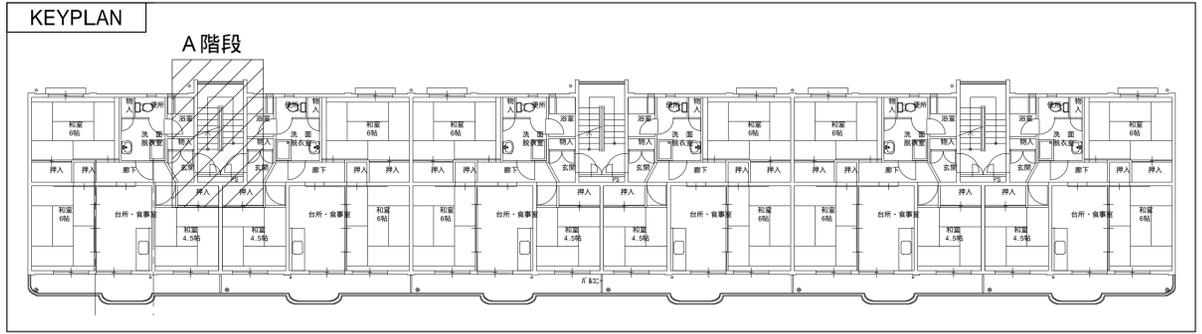
凡例

記号	名称	備考
EP A	非常警報操作部 <撤去・新設>	2回線用・露出型
F	起動装置 <撤去・新設>	角型埋込
B	音響装置 <撤去・新設>	DC24V 防雨型
○	表示灯 <撤去・新設>	LED・24V 防雨型

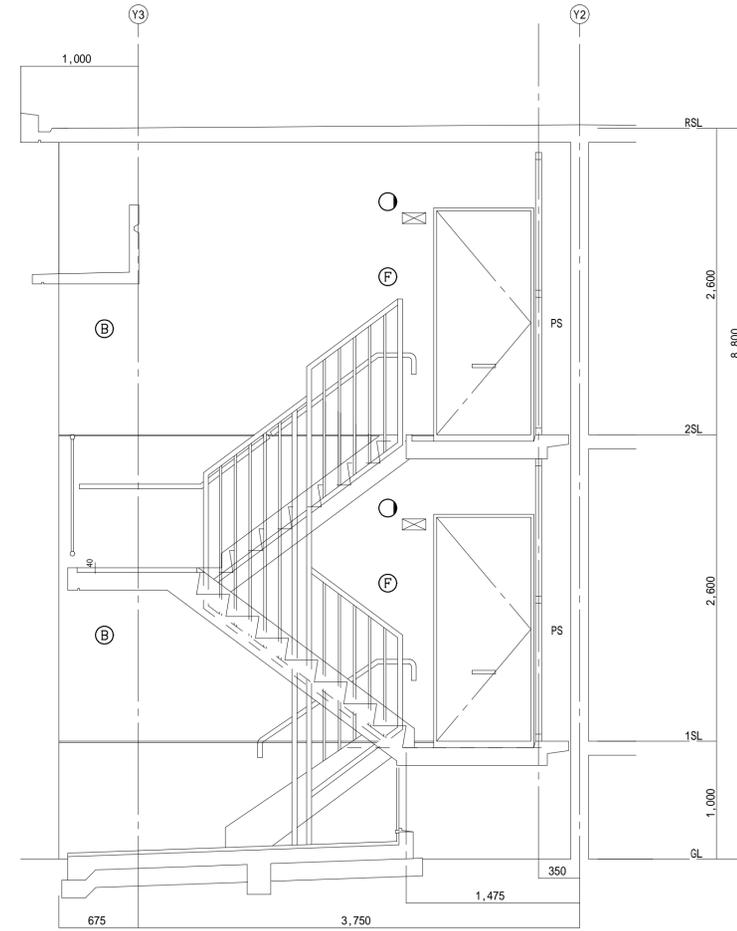


凡例

記号	名称	備考
EP B	非常警報操作部 <撤去・新設>	1回線・露出型
F	起動装置 <撤去・新設>	角型埋込
B	音響装置 <撤去・新設>	DC24V 防雨型
○	表示灯 <撤去・新設>	LED・24V 防雨型



A階段平面図



A階段断面図

訂正

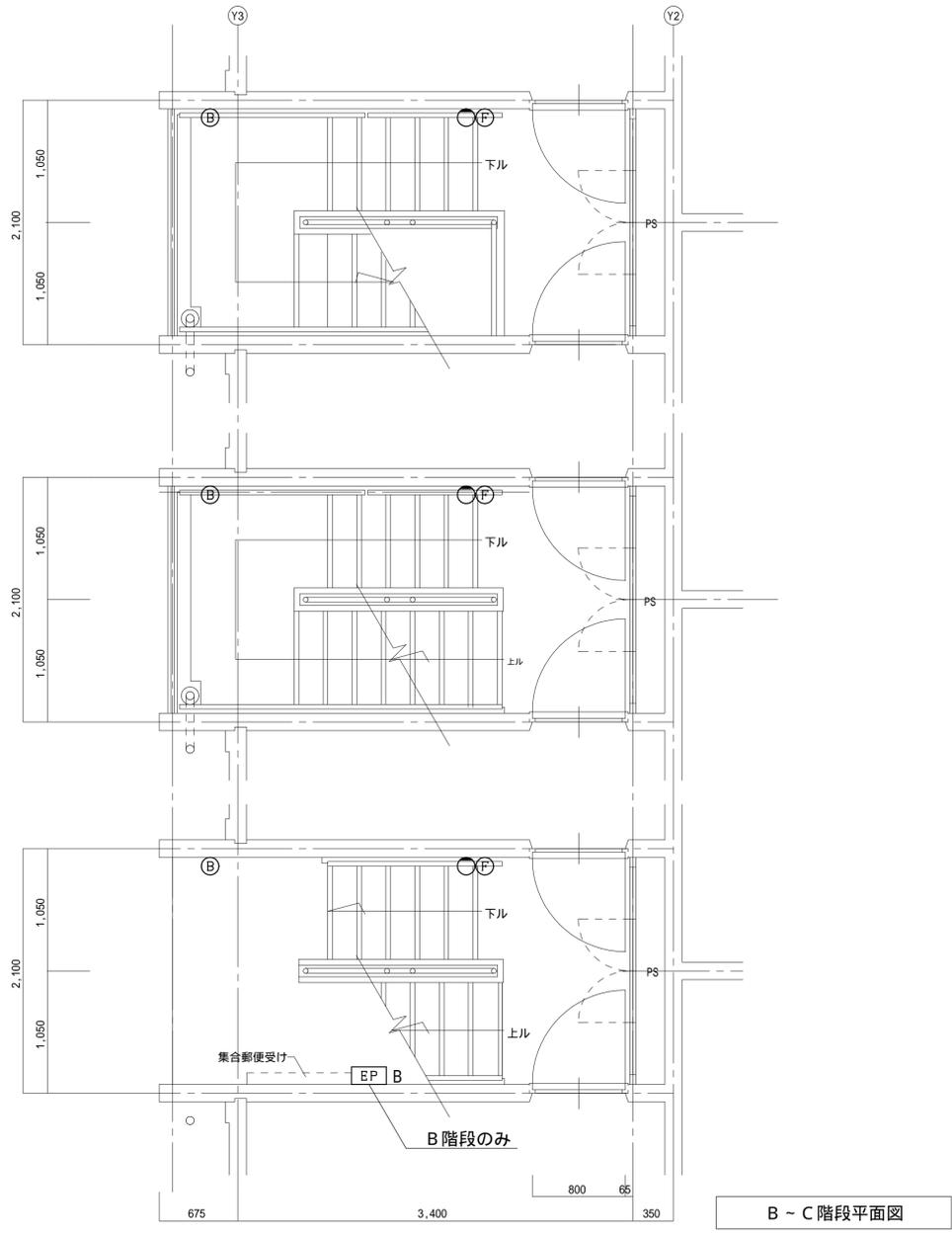
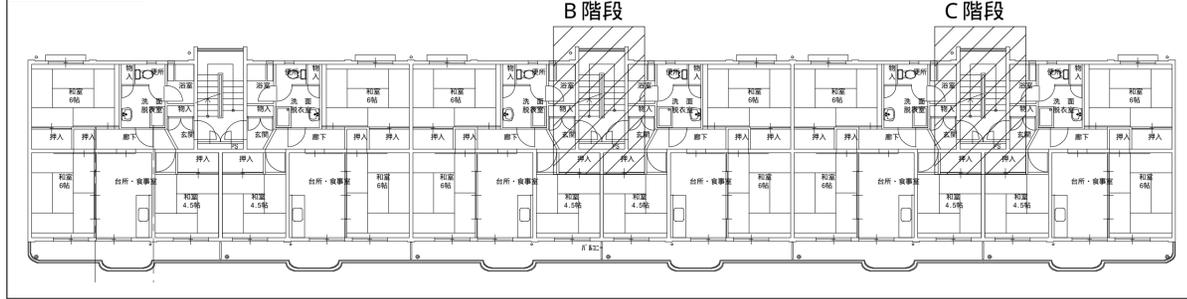
株式会社ムラシマ事務所 東京事務所
 一級建築士事務所登録都知事第56340号
 一級建築士大臣登録第369449号 濑谷一輝

日付 令和 6年 11月	工事名称 調布市八雲台市営住宅外壁及び屋上防水改修工事	図面番号 E-03
設計	検図	製図
図面名称 非常警報設備 B棟 平面図・断面図 - 1		縮尺 1:30(A1) 1:60(A3)

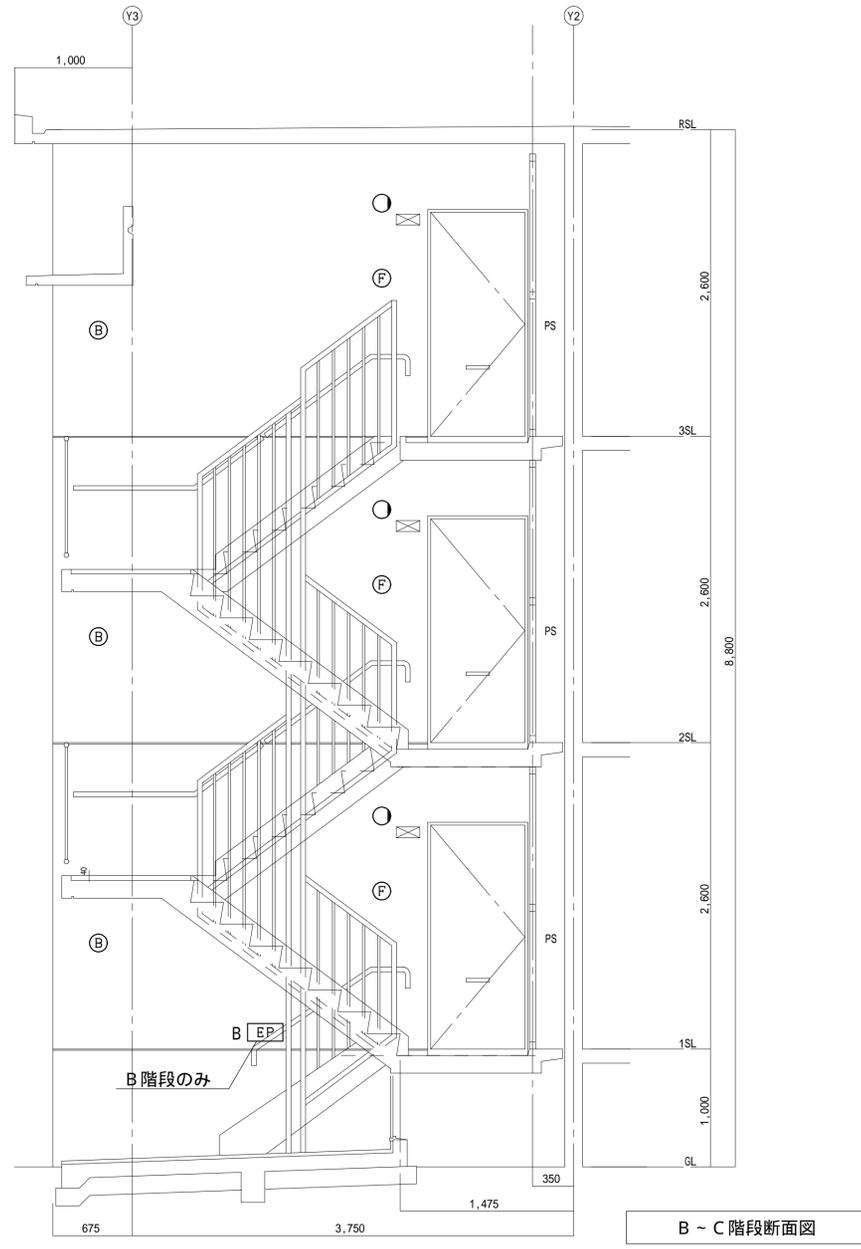
凡例

記号	名称	備考
EP B	非常警報操作部 <撤去・新設>	1回線・露出型
F	起動装置 <撤去・新設>	角型埋込
B	音響装置 <撤去・新設>	DC24V 防雨型
○	表示灯 <撤去・新設>	LED・24V 防雨型

KEYPLAN



B ~ C 階段平面図



B ~ C 階段断面図